

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 3 月 1 6 日（月曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 3 月 1 6 日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 1 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成 2 1 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成 2 1 年度旭市老人保健特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成 2 1 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 平成 2 1 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 1 1 号 平成 2 0 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 2 号 平成 2 0 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 2 0 号 旭市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 議案第 2 1 号 旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 指定管理者の指定について
- 議案第 2 9 号 指定管理者の指定について
- 議案第 3 0 号 指定管理者の指定について
- 議案第 3 1 号 指定管理者の指定について

出席委員（6名）

委員長	柴 田 徹 也	副委員長	景 山 岩三郎
委員	神 子 功	委員	林 一 雄
委員	向 後 悦 世	委員	伊 藤 保

欠席委員（なし）

委員外出席者（１名）

議 長 向 後 和 夫

説明のため出席した者（３１名）

教 育 長 米 本 弥 栄 子
保 険 年 金 課 長 増 田 富 雄
社 会 福 祉 課 長 在 田 豊
庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
生 涯 学 習 課 長 花 香 寛 源
そ の 他 担 当 員 2 1 名
職

環 境 課 長 平 野 修 司
健 康 管 理 課 長 小 長 谷 博
高 齢 者 福 祉 課 長 横 山 秀 喜
学 校 教 育 課 長 及 川 博
国 体 推 進 室 長 高 野 晃 雄

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） 皆さん、おはようございます。

3月も半ばを迎えまして、大分暖かくなつてまいりました。本日は大変お忙しい中、文教福祉常任委員会にご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

今回、当委員会には、多岐にわたる16の議案が付託されております。どうぞこの後、慎重なる審査をよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） 皆さん、おはようございます。

だいぶ春めいてまいりまして、東京地方では、3月25日あたりが桜の開花予想ということでございます。委員の皆さん方には大変ご苦労さまでございます。

本日は付託いたしました議案16議案につきまして審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたしまして、簡単ですけれどもあいさつに代えさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつを申し上げます。

柴田徹也委員長をはじめとする文教福祉常任委員会の皆様方には、日ごろよりご指導、ご支援をいただいておりますことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

本日は、議会より付託されました議案16議案についてご審議をいただくことになっております。内訳としましては、議案第1号、旭市一般会計予算についての各課所管事項、特別会計予算として、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、また補正予算として、議案第11号、旭市一般会計補正予算の各課所管事項、特別会計の補正予算として、議案第12号、議案第13号、議案第14号、そして議案第20号、議案第21号は、条例の制定についてであります。また、議案第25号は、条例の一部改正についてでございます。また、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号につきましては、指定管理者の制定についてでございます。あさひ健康福祉センター、海上ふれあいサポートセンター、飯岡福祉センター、旭市福祉作業所の指定管理者の制定についてでございます。

以上、16議案につきまして、私ども簡潔にご答弁いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げましてごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

ここで、米本教育長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 5分

（教育長退席）

再開 午前10時 5分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る３月４日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第１号、平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第２号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第３号、平成21年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第４号、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第５号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、議案第14号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第20号、旭市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、議案第21号、旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第25号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、指定管理者の指定について、議案第29号、指定管理者の指定について、議案第30号、指定管理者の指定について、議案第31号、指定管理者の指定についての16議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第１号中の所管事項について審査をお願いしたいと思いますが、議案第１号は内容が多岐にわたりますので、款ごとに区分して審査をしたいと思います。

それでは、３款民生費の担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、３款民生費の部分につきまして、社会福祉課が関係する主要なところをご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

18ページをお願いします。

18ページ、下段の11款分担金及び負担金の１項１目２節児童福祉費負担金、この主なものは、説明欄にございます保育所運営費に関する負担金、これは年間の児童延べ人数が２万1,191人と見込みまして、その保育料でございます。それから、説明欄３の過年度分の負担金でございますが、これは20年度までの保育料滞納見込額に対します収入となっております。

続いて、21ページでございますが、下段の13款国庫支出金、１項１目民生費国庫負担金、

1 節社会福祉費国庫負担金、これにつきましては、説明欄 1、2、3、それぞれにございますように、障害者福祉サービスに対します国の負担金となります。

22ページをお願いします。

2 節児童福祉費国庫負担金、この主なものでございますが、説明欄 2 にございますように児童扶養手当に対します負担金と、それから 3 の私立の保育所 6 か所の運営費委託料、これらに対する負担金となっております。

3 節被用者児童手当国庫負担金から 7 節非被用者小学校修了前特例給付国庫負担金まで、これにつきましては、児童手当の給付に対します国庫負担金でございます。

一番下段の 8 節生活保護費国庫負担金、これにつきましては、生活保護の給付費に対します国庫負担金でございます。

23ページをお願いします。

2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費国庫補助金、この主なものにつきましては、説明欄 1 の障害者の各種の生活支援に対します地域生活支援事業費等補助金となっております。それから、2 節児童福祉費国庫補助金、この主なものにつきましては、説明欄 2 の保育所の延長保育等特別保育に対します次世代育成支援対策交付金でございます。3 節生活保護費国庫補助金、これにつきましては、生活保護に対します事務費に対するところの補助金となっております。

25ページをお願いします。

下段の14款県支出金でございます。1 項 1 目民生費県負担金、1 節社会福祉費県負担金、この中で、社会福祉課部分は、説明欄 1 と 2 となっております、これは障害者自立支援法によります各種の福祉サービス給付に対します県負担金でございます。3 節児童福祉費県負担金、この主なものにつきましては、説明欄 2 の 6 私立保育所運営費委託料に対します県の負担金でございます。

26ページをお願いします。

4 節被用者児童手当県負担金から 7 節非被用者小学校修了前特例給付県負担金は、児童手当の給付に対します県負担金でございます。

27ページをお願いします。

2 項県補助金、1 目 1 節社会福祉費県補助金、これは説明欄 1 から 6 まで、それぞれ各種の障害者福祉サービスに対します県の補助金となっております。2 節老人福祉費県補助金の説明欄 1 の老人クラブ活動等社会活動促進事業費補助金、これは老人クラブに対します活動

費でございまして、県の補助基準額上限いっぱいの補助金でございます。3節児童福祉費県補助金、この主なものにつきましては、説明欄2から5の補助金が保育所におきます地域子育て支援センターの運営、病児・病後児保育などの特別保育に対します県補助金でございます。

31ページをお願いします。

3項委託金、2目1節社会福祉費委託金、これは民生委員協議会に対します活動費の委託金でございます。

36ページをお願いしたいと思います。

19款諸収入、3項1目1節児童福祉費受託事業収入、これは旭市の保育所で銚子市、匝瑳市など、他市町から入所しております児童の保育受託料でございます。

37ページをお願いします。

5項2目1節過年度収入、これは生活保護の関係になりますが、法第73条によりまして、旭市に住所がない、また住所が定かでない、そういう人たちの生活保護受給者の給付費に対します市の負担金は、県が次の年度に負担をするということになっておりますので、過年度収入として受け入れをするものでございます。

続いて、歳出に入らせていただきます。

歳出につきましては、20年度の当初予算と大きく変わってきたところ、それから、21年度新たに事業として提示をした部分を中心にご説明させていただきます。

3款民生費につきましては、90ページとなります。

民生費、1項1目社会福祉総務費につきましては、前年度比2,532万6,000円の減となっております。

91ページ、説明欄4の戦没者追悼事業は、2年に1度の開催となりまして、21年度は10月14日に開催を予定しております。

92ページをお願いしたいと思います。

説明欄6のあさひ健康福祉センター運営事業、これは360万円ほど増となっております。これにつきましては、年中無休、時間延長での営業というものが、20年度は7月から9か月間の予算でございました。21年度につきましては、1年間通しまして12か月営業によるための管理経費の増によるものです。

93ページ、説明欄12の飯岡福祉センター運営事業につきましては、1,258万7,000円の減となっております。これは、20年度には、空調設備の改修工事があったことによるものです。

同じ93ページの2目障害者福祉費、20年度比1億4,066万1,000円の増でございます。その主な要因としましては、全体としては利用者の増ということによります扶助費及び委託料の増になるわけですが、個々の事業で主なものを申し上げますと、94ページになりますけれども、説明欄4の特別障害者手当等給付事業、これは重度の在宅障害者への手当の支給でございまして、対象者の増によりまして20年度比880万円ほどの増となっております。

95ページの下の方の説明欄10の地域生活支援事業につきましては、前年比1,720万ほどの増となっておりますが、これは13節委託料の黒ボチの3つ目になりますが、地域活動支援センター機能強化事業で、20年度は県全体で事業費負担ということになっておりましたが、21年度につきましては、銚子市、匝瑳市、旭市の3市で事業費負担することによりまして増となっております。また、その下の黒ボチでございしますが、地域活動支援センター指定管理料、これは旭市福祉作業所の指定管理料でございしますが、20年度は事業が別立てで組まれておりましたものを、21年度におきましては、この地域生活支援事業に組み入れをしたことによって増となっております。

続きまして、96ページをお願いしたいと思います。

説明欄11の自立支援給付事業でございますけれども、20年度比1億2,970万円ほどの増となっております。さまざまな事業がこの扶助費に計上されてきておりますけれども、サービスの利用の定着によりまして、事業全体が増となってきております。中でも、97ページの上から4行目の生活・療養介護給付費、これが、サービス事業所が自立支援法によります新たな体系に移行をしたことに伴いまして、入所者の日中の生活介護部分につきましては、このサービス利用をするということになりますものですから、1億円強の増となっております。また、その4行下の黒ボチの就労継続支援給付費でございますけれども、就労継続支援の事業所が、昨年秋に市内で新たに事業をスタートしたことによる利用者の増に伴いまして1,600万円ほどの増となっております。

100ページをお願いしたいと思います。

2項1目老人福祉総務費の説明欄4の長寿祝金支給事業、それから101ページの説明欄8の干潟シルバー活力センター管理費につきましては、大きく変わっているところはございません。

105ページをお願いしたいと思います。

3項1目児童福祉総務費でございますが、20年度比1,194万7,000円の増となっております。ここでは、106ページになりますが、説明欄3の次世代育成支援行動計画策定事業、これが

新たに計上をされております。22年度から26年度までの第2期計画を、21年度中に策定をするということで、20年度におきましては基礎調査のアンケートを補正で対応をしております。

107ページ、児童扶養手当給付事業につきましては、20年度比640万円ほどが受給者の増によって増額となっております。

また、108ページをお願いしたいと思います。

説明欄10のこんにちは赤ちゃん事業でございますが、これが新規事業になりまして、子育て不安による児童虐待防止を目的に、第2子以降の生後4か月までの赤ちゃんの育児相談を保健師の訪問によって行う事業ということでございます。

109ページ、2目児童措置費でございますが、これも670万5,000円でございますけれども、これは児童手当の給付対象児童の減によりまして減額ということになっております。

110ページをお願いしたいと思います。

4目保育所費でございますが、1億866万9,000円が増となっております。この要因の主なものにつきましては、111ページ、一番下段になりますけれども、説明欄3の保育所運営費、ここで5,372万8,000円の増ということと、それから112ページの13節委託料の下から3行目になりますけれども、保育基準に基づきます6か所の私立保育所運営委託料の、これは入所児童の増によるものでございます。

また、113ページ、説明欄4の保育所指定管理委託事業、これにつきましては、病児・病後児の特別保育部分が、補助基準が見直されたことによりまして増額となっております。その下の説明欄5の保育所施設改修事業でございますが、中央第一と第三の耐震補強工事を実施しますので、20年度比に対しまして7,200万円ほどが増額となっております。

以下、116ページまで保育所費がございますけれども、大きく変更になった部分はございません。

最後に118ページになりますけれども、4項生活保護費、2目扶助費は、20年度比4,027万1,000円の増ということでございますが、昨年の暮れから保護人数も増加をしてきておりますので、それに伴います給付費の増ということでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは高齢者福祉課のほうから所管している部分の補足をさせていただきます。

予算書の99ページをお開きください。

なお、歳入につきましては、関連のある場合にのみご説明いたします。

99ページの一番下段のところです。3番の老人保護扶助費6,674万8,000円ですが、これにつきましては36人分の措置の費用を見込んでございます。

続きまして103ページをお願いします。

失礼しました。102ページの下段です。3目生活支援費、この生活支援費の事業につきましては、1番から次のページの9番まで、各事業がございますが、これは高齢者福祉課がすべて行っている事業です。この生活支援費のところで比較、前年度との比較でマイナスの1,354万円ということで大きく事業費が減っています。この原因ですが、1番の地域包括支援センター運営事業の13委託料、この委託料につきましては7万3,000円ということで精算分のみ、月遅れの精算分のみ今回計上しているんですが、基本的には包括支援センターのほうが必要支援者1・2のケアプランをすべて立てなければいけないことになっています。今まで委託分につきましては、市の予算を通過して報酬を請求し、その請求した部分を事業所のほうに委託料として流していました。この部分が、今回なくなったために、大きな1,354万円ということで減額予算ということになっています。

続きまして、2番以降の事業につきましては、大きく変わったところがございますので、事業費の大きな部分のみ利用者等を紹介したいと思います。2番目の生きがい活動支援通所事業、これにつきましては、介護サービス以外の事業、利用者が51人の利用を見込んでいます。3番目の軽度生活支援訪問事業、これも同じくヘルパー利用者、介護保険以外の利用者が29人分の予算です。それから6番目、緊急通報体制等整備事業、これにつきましては、235名分を予算として見込んでいます。7番目の介護老人福祉手当支給事業、これにつきましては、65歳以上で要介護4・5以上、常時ねたきり状態の自宅にいる方です。これにつきましては見込んでいますが、180人分の予算を見込んでいます。

続きまして、4目の介護保険費の中の説明欄2番です。訪問介護料軽減事業というのがございます。この訪問介護料軽減事業につきましては、予算的には202万8,000円ということで大したあれではないんですが、今まで4%、低所得者で介護保険でヘルパーを呼んでいた方々に対して4%の補助を市単独で行っていました。この事業、この4%の事業ですが、もともと始めましたのは介護保険制度が始まる前に、市からヘルパーを利用していた方が無料で行っていました。今回、介護保険導入後に、その人たちの利用と、新たに介護保険を利用する人たちとのバランスをとるために、無料ということではなくて4%市から助成をして1割負担という形になっていました。この当時の利用者がもうほとんどいなくなってきたこと

と、本来1割負担をしていただくという原則から考えると、この事業を実施している市町村が非常に少なくなってきた等々いろいろな状況からこの事業を廃止していこうという方向に決めまして、21年度につきましてはいきなりゼロにせず2%助成、22年度については助成をなくすという方向で予算を組んでいます。

3番の介護保険事業特別会計繰出金につきましては、介護保険のほうに対する繰り出しですので、そちらのほうで説明したいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、健康管理課のほうの所管についてご説明申し上げます。

健康管理課は毎年事業同じことをやっているわけでございますけれども……

○委員長（柴田徹也） 今、民生費、3款。いいですか。保険年金課はいいですか。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 後ほど特別会計のほうと関連ございますので、そちらのほうで説明したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

3款民生費について、質疑がありましたらお願いいたします。

景山岩三郎委員。

○委員（景山岩三郎） どうもご苦労さまです。

社会福祉課長にちょっとお聞きします。

この説明資料の14ページにちょっといいですか。保育所運営費です。3歳児未満がだいぶ多くなって5,300万円、多くなっているという説明でありました。

それで、その中で、この3歳児未満が今何人くらいいるか、それと応募になった人は全員は入れているのかどうかちょっとお尋ねします。

それだけひとつお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、ご説明申し上げます。

現在の数字でよろしいですか。3歳児未満の児童につきましては……。失礼しました。3月末現在の児童ですね。180人ほどでございます。それで、公立が……。失礼しました。公

立が180程度、それから私立保育所で130です。

それで、現在希望されている児童が入ること可能かということでございますが、若干課のほうで入所に当たっては調整はさせていただきますが、全体的に入所そのものが、待機児童がいるという、そういう状況ではございませんので、全員の方に入っていただくように調整はさせていただきます。

それで、先般の本会議のご質問の中にもありましたけれども、4月1日にはその希望する保育所にすべて入れるかということになりますと、これが定員の関係でなかなか難しい部分がございます、5月1日、125%増しの児童受け入れが可能な状況になったときに、すべてそれらがカバーできているということでございます。

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 大変でしょうけれども、3歳児未満の子どもたちが希望どおり入れるようにひとつ頑張ってください。ひとつお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 向後悦世委員。

○委員（向後悦世） ページで37ページの過年度収入のところ、説明では何か旭市に住所がない方ということで2,100万円計上されていますが、このところをもうちょっと具体的に説明願いたいと思います。

それと、112ページ、保育所費のところ、私立保育所の運営委託料のところ、何か説明だと入所児童の増ということで、この部分で入所児童何名増なのか、もうちょっと具体的に説明願いたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 保育所運営費の過年度分の収入……。

（「生活保護の」の声あり）

○社会福祉課長（在田 豊） 失礼しました。生活保護費の73条分のケースでございますが、これは先ほど申し上げましたように旭市に居住していない、住居がないというんでしょうかね。そういう方のケースが25ケース程度あるだろうということで、2,100万円を見込んでおります。

それから、保育所の入所児童の関係でございますけれども、確かに全体としては、保育児童数そのものは減という形になるんですが、先ほどの未満児のところとも関連をするんですが、3・4・5歳のほうは約70人ほど、これは延べですね。失礼しました。実人数ですね。

これが70人程度減になるんですが、未満児の児童が30人以上、これは増になってきますので、どうしても運営費そのものにつきましたは増になってくるといふ、そういう見込みでございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 今の説明だと、保育所の入所児童が、実人数が70名で、また3歳児未満の児童の入所が30名増ということでお聞きしましたが、この30名に対して4億3,800万円ほどかかるということよろしいですか。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） この運営費そのものにつきましたは、これは全体でいきますと管外も含めると約2,000名弱の児童が保育所に入所しておるわけでして、その児童の運営費が4億円と。それで……、失礼しました。その4億円と申しますのは、私立のほうの児童の関係でございまして、21年度でいきますと、延べ人数で6,312名になりますが、実人数では恐らく600弱の私立の保育所の運営費に対します委託料ということでございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） では、600名に対する保育所の委託料ということよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） そのとおりでございます。

（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（柴田徹也） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

神子功委員。

○委員（神子 功） それではご質疑申し上げます。

まず、保育所の管外受託事業収入ということで、今もちよつと触れましたけれども、これはどういう傾向にあるかどうかお示しをいただきたいと思います。恐らく増加の傾向にあると思いますが、何人ぐらい21年度は見込んでいるのか、また昨年度と比べて、どういう状態になっているのかどうか、これが1点目です。これは歳入歳出がありますけれども、どちらでも構いませんのでお示しをいただきたいと思います。

92ページになりますが、説明欄6、あさひ健康福祉センター運営事業、これも別の議案とも関係いたしますけれども、指定管理の委託料ということで、ご説明によりますと、7月から始まってきたものが年中無休になるということでの予算の増ということで計上されてお

ます。

これについては、去年の例を見たときに、それはスライドして、昨年度並みの予算の計上化ということで、確認だけしたいと思いますので、1年間に直すと、去年の当初ですと、これが2,280万2,000円ということで指定管理料が組まれておりましたけれども、これが通年ベースで考えると2,640万1,000円というふうになるということで判断してよろしいのかどうか、これが2点目です。

93ページですが、ここには海上ふれあいサポートセンター並びに飯岡福祉センター運営事業ということで、これも二つの指定管理が両方、載っておりますけれども、飯岡福祉センターの運営事業については、昨年よりも若干減額になっておりますけれども、これについては指定管理料ということで減額にした理由についてはどういうことなのかどうか、やっていけるものなのかどうかということも含めてお伺いをしたいと思います。これが3点目です。

97ページですが、ただいまご説明をいただきまして、説明欄の扶助費の生活・療養介護給付費並びに就労継続支援給付費、これが増額になっているということでご説明をいただきましたが、これは20年から比べるとどの程度人数がどうなっているのかどうか、この辺を確認させていただきたいと思います。これ4点目。

105ページで、保育所とは関係ありませんけれども、介護保険費の関係で、課長のほうからご説明をいただきましたが、将来的には助成を廃止するということでの訪問介護料の軽減事業ということでご説明がありましたけれども、これ現在、この事業に関係する方々は何名ぐらいいるのかどうか、これをお伺いしたいと思います。これが5点目です。

それから、113ページになりますが、保育所の指定管理委託事業の関係ですが、昨年当初は7,400万円ほどでございましたが、ご説明をいただいて特別保育が増えたから増額を見込んだんだという、そういった予算組みでございます。

そうしますと、この約500万円ぐらい、昨年度よりも増額になっておりますけれども、果たしてそれが、そういった意味では指定管理料ということで妥当な線なのかどうかということで、どういったものをどのようにしていくかということについて、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

それから、今度は、あらかじめいただきました一般会計予算の主要事業一覧表の中からお伺いをしたい点がございます。

予算書にも出ておりますけれども、主要事業の13ページ、こんにちには赤ちゃん事業ということで、事業費が掲載されておりますけれども、内容的には臨時の保育士が生後4か月まで

の乳児のいる家庭を訪問するということでございますが、この事業というものは、臨時の保育士で対応をずっとしていくのかどうか。要は、保育士という位置づけの名のもとに、今までおりました保育士が……、保健師が、これを、事業をやっていくということではなくて、新たに賃金という形で、これは一般会計にも出ておりますけれども、そういった形で臨むということについては、将来的にも新しい事業というものが定着するために、臨時で本当にいいのかどうかということについて、どのように議論されたのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

それと、今度は、予算組みのときに旭市総合計画ということで、これをもとに、具体的に具現化して、それが予算的に措置をされて、それぞれ、19年度から来ていると思うんですが、この中で、103ページにあります事業の内容というのがありまして、その中でそれぞれつどの広場とかという事業がずっと盛り込まれておりまして、特に保育サービスの充実という中から、乳幼児情操教育推進事業という項目が一つあります。この内容としては、豊かな人間性を持った子どもを育成するために、文化・芸術等に触れる機会をつくり出すということで、ソフト面で載っておりますけれども、19年度から今21年度に入っておりますが、この予算というものは、21年度、どこに入っているのかどうか。保育所は15あって、1つは民間に委託しておりますけれども、そういった事業が19年、20年、これで21年になりますけれども、これは23年で終わる事業でございますから、そういった意味で継続してやっていかなければいけないというふうに判断するわけですが、予算書のどこに盛り込まれているのか、またこの点については推進をどのようにしていこうということで議論をされたのかどうか、最後にお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、順を追ってご説明をさせていただきます。

まず、管外受託の児童の関係でございますけれども、これは一応受け入れする人数は25人ということで見込んでおります。それで、反対に今度、旭市の児童が、よそへお願いしている分、これが約40人程度ございます。それで、これらの数字に関しましては、昨年とそう大きな動きはございません。

それから、あさひ健康福祉センターの指定管理料ですね。この関係につきましては、今、委員おっしゃられましたように、これは通年ベースで12か月の予算で増になっているという

ことでございます。

それから、飯岡福祉センターの運営事業の中の指定管理料が減額になっております。これは昨年、20年度までは、福祉センターのほうの入場料収入、これは一般会計のほうへ受け入れて、それで指定管理料を計算しておりました。21年度におきましては、その一般会計で受け入れをしておりました収入は福祉センターのほうで受け入れるということで、一般会計のほうへ戻し入れるといいでしょうか、入れるということに関しましては、これはあさひ健康福祉センターと同様に同じ方式で、その施設で収入としてきちっと処理をしていただくようにした関係で、その分が減額ということでございます。

それから、障害者サービスのほうの関係でございますけれども、まず生活・療養介護給付費でございますが、これは新規で23人増えるということで見込んでございます。総体では、約75人程度でございます。

それから、就労継続の関係でございますが、これも昨年比べまして、若干増えておりまして、本年度は33人を見込ませていただいております。

それから、干潟保育所の指定管理料の、昨年に比べまして500万円程度増になっておりますが、この関係は妥当かどうかということでございますけれども、まず今回、国の保育基準によります私立の運営費の委託分に当たるわけですが、その部分で子どもたちが若干増えておりますので200万円程度増になっております。それと、先ほどの歳入の説明でも申し上げましたように、病児・病後児保育が、今度、新しい事業に組み替えされたことによりまして、約300万円程度、これが増になってきております。

したがって、これらにつきましては、これでもまだ保育の基準で保育料を計算しますと、若干市のほうが事業者負担を強いているという部分もございますので、まだそういう意味では市のほうが得をしているということは、適切な表現ではないかもしれませんが、効率的な委託をしているという、そういうふうに理解しております。

それから、こにちは赤ちゃん事業でございますけれども、これは今、委員おっしゃられましたように、保健師を臨時で派遣するように考えておりますが、国におきましてはそういう必ずしも専門職でなくてもいいですよというようなことは言われているんですが、新生児の訪問ということが、健康管理課のほうでやられておりまして、その事業との関連を考えますと、どうしても保健師のそういう訪問が適当であろうというふうに市のほうで判断をしまして、臨時的保健師をその分、雇い上げて対応しようという形になりました。

それで、これは臨時でいいのかということに関しましては、事業をスタートをし、また健

康管理課のほうの新生児訪問の関連もございますので、それらの協議というものもございますので、とりあえずこの形でスタートしてみて、その結果を検討させていただきたいと思います。

それから、確かに総合計画の中で、情操教育に対します、そういうソフトの部分での対応というものが事業として載せてありますが、この部分がなかなか私どものほうで、実際にこのような事業をとというようなことで、保育所の中では対応できていない部分があることも事実でございますので、今後それらについても十分に検討をさせていただいて事業化をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは私のほうから105ページの説明欄2番、訪問介護料の軽減事業ですが、利用状況はというご質問です。

予算を作成した段階でのデータということでお話をさせていただきます。

8月、夏以降のデータですが、利用者が109名います。予算上、この金額ですが、低所得者等が含まれる。この事業、利用者が増えているというような状況もありまして130名を見込んでいる数字となっています。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 議案の審査の途中でありますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の質疑を行います。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、再質疑をさせていただきます。

幾つかに絞りましてご質疑申し上げますが、指定管理者の関係につきましては、今現在、旭市では四つございますよね。福祉関係と、それからあとは保育所含めてありますけれども、長い目で見るということも大事ですから、そういった意味では、ただいまご質疑申し上げた

内容については、社会福祉協議会なり、あるいは旭市手をつなぐ育成会とかという団体にお任せしているということがほとんどですけれども、中には保育所のように民間にそのまま委託しているということもありますから、そういうことを考えますと、やはり任せてよかったなというふうにしなればいけない予算組みだと思います。

そういうことを考えますと、ある意味では料金のほうについても、今まで市のほうに入っていたものを、そのまま委託をするというふうにするのも一つの考えですから、ある意味ではそういったことも考慮に入れながら行政の負担というものをなるべく少なくするために、21年度はやってほしいなというふうに思います。

保育所につきましては、今説明がありましたので推移を見守りたいというふうに思っております。

そこで、先ほど13ページの主要事業の一覧表の中から説明……、事業名が書いてある、もちろん予算書にも書いてありますけれども、新たに新規事業として取り組むことですが、先ほど課長のほうからも健康管理課とのすり合わせというようなことの内容が触れられました。この事業を進めるに当たりまして、予算組みをするときに、健康管理課とのすり合わせというのはどのようにされてきたのでしょうか、この点お伺いをしたいと思います。それが一つと。

それからもう一つは、21年度の予算組みをする中で、申し上げましたように、この旭市総合計画、これが一つの基本的な基本でございますので、これをいかに具現化していくか、いかに予算組みをしていくかということが担当者の方々の任務ではないかなと。そのためには、アンケートをとってみたい市民の要望を聞いてみたい議員の中の議論を見守りながら、そういったことを予算組みしていくということが、年度年度、決算を迎え、それから反省をしながら、次のステップに向かうということも大事かと思います。

担当課長のほうは、旭市総合計画、103ページにあります児童福祉・子育て支援の充実という、第3節にうたっております事業の内容をただいま申し上げましたけれども、検討して事業に織り込むというような話がありましたが、予算には入っていないのでしょうか、その辺もう一度確認をさせてください。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まずはこんにちは赤ちゃん事業の関係で申し上げますが、これは健康管理課のほうとの事業そのもののすり合わせということでご質問ございま

したが、私どもも健康管理課のほうも、これらの事業については関連をしている事業でございますので、十分にその辺は調整をさせていただきました。それで今、新生児訪問のほうの保健師訪問も、これは正規の保健師だけでは間に合わない部分がございます、委託ということで実施をしております。

したがしまして、健康管理課のほうの、保健師さんのほうとも十分調整をさせていただいた中で、どうしても自前の中ではできないから、今の新生児訪問と同様の、そういうような形でやればうまくいくのではないかなというようなこともアドバイスいただきながら、また費用の面につきましても、それらの費用と同一歩調で動いておるということで、1件3,900円ということで見込んで予算計上をさせていただきました。

それから、総合計画の関係でございますけれども、これ今、委員おっしゃられますように、私どもも市の基本的な方策というものは、この総合計画をもとに事業化していくわけでございますけれども、そういう中で保育サービスというような部分が正直、一時保育の関係ですとか病後児の保育の関係ですとか、そしてまた延長保育の関係ですとか、そういう保育の、目に見えるといいましょうか、そういう部分へちょっと事業そのものを主体を置いてやってきた、その結果、先ほどのお話にございましたように、ソフト部分のそういうもう少し本来保育内容に当たる部分で、まだまだ事業の達成ができていないということは私どもも認識をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今回のこの21年度の予算の中に、その部分ということははっきり明確にお示ししてあるわけではございません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） こんにちは赤ちゃん事業につきましては、今ご答弁いただきましたけれども、横のつながりを持っているという話ですから、ぜひこれは旭市の子どもたち、同じですよ。どこの課に所属しようが同じですから、目的は訪問的に赤ちゃんを見ようという、不安な意味を解消しようということですから、これはどこが見ても同じですよ。

したがって、新しい事業であればあるほど、自分のところだけではなくて、今お話がありましたように、横のつながりを持って事業を進めていくということがやはり正解だと思うんです。

そういった意味では、きょう課長、健康管理課長おられますので、やはり無駄なお金を使わないで有効的にやっていただくということが一番いいわけですから、二つの事業について

は、新生児の訪問並びに今回の赤ちゃんの関係とかということも含めて、横のつながりを十分に密にしながら、恐らく臨時の保健師さんというふうになるかも知れませんが、運営的に支障がないように、ぜひ21年度はお願いしたいということを要望しておきたいと思っています。

それで最後ですけれども、課長ね、これ3年になるんですよ。今回もそうですけれども、次代を担う、育児の関係の計画もこれで変わりますよね。これは基本なんですね。予算組みしていないということは、今なぜそういったことを聞いたかといいますと、無理をする必要がないと思うんですね。無理をする必要がないということは、要は予算をつけなくてもできる事業もあるし、予算がなければできない事業も当然この裏にはあるわけですよ。中学校のほうの関係でいいですよ、放課後事業ということがあって、先人の方々が努力したことによって、その方々に中学校に来てもらって指導してもらおうということもやられているわけです。

お子さんの成長というのは、途中からよくなってくれって、なかなかこれはできない問題でありますから、そういった意味でこの計画を立てたというふうに私は判断しておりますし、私も議論の一つ加わってまいりました。

そこで、一番大事なことは、予算組みをお願いしたんですけども予算に乗らなかったのかというのが一つなんですよ。それから、予算組みもしなくて、この計画が実行できなかったという二面性があるわけです。前者のほうは財政的な裏付けもあってできなかったということですから、これは否定性があるわけです。後者については、これ全くこの計画を度外視しているということになるわけです。できれば前者であってほしいなというふうに思ったわけですが、それがそうでもないような状況でございます。

子どもたちは1年1年成長してしまいます。幼児も含めて1年たてば、小学校にだんだんだんだん近づいていって、小学生であれば中学校につながるし中学校は高校にと、もういつの間にか義務教育課程は終わってしまうという。そういったことを考えますと、いかにこの印をつけてやるのが大事かということ、やはりもう一度、本当に真剣に検討してほしいんです。

お金がなくてもできる事業ってあるじゃないですか。例えば、私が知っている範囲では、バイオリニストが、ある時期有名な方が、保育所をずっと回ってくれたではないですか。そこら辺りも回ってくれたじゃないですか。それは、なぜ民間の方々の話があるのに、保育所の先生方、所長さんが賛同していただけるのに、なぜ行政で予算組みできないんですか。予算組みできなくてもお願いすれば、ゼロ円だってやっていただけることってないですか。

当初の予算に関係しますので、ちょっと厳しいことを申し上げておりますけれども、これは保育所に限ったことではありません。小学校、中学校も関係しますので、申し上げますけれども、やはり予算組みというのがいかに大事かということと、予算を盛り込まなくてもできる仕事というのはあると思います。ただ検討、研究していないだけであって、やはりその辺は行政を司る事務職員の方々という立場からすると、やはりまずいなというふうに思います。

ですから、ある意味では、十分に検討していただいて、通年型の予算というよりも、途中で子どもたちに触れる機会をつくるんだというような、そんな思いで年度当初を迎え、そしてまた途中を考えながら進んでほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ただいま予算を伴わなくてもというお話をいただきました。私どもも十分知恵を出し合いながら、必ずしも当初予算にそれらが、予算的なものがないからというようなことで終わらせてしまうことのないように、今回そのご意見を受け止めさせていただいて、保育所の現場のほうとも、十分知恵を出し合って、いい事業が組めるような、そういう努力はさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

林一雄委員。

○委員（林 一雄） それでは、私のほうから、保育所を1点と、生活保護扶助費についてお伺いをさせていただきます。

この事業一覧表の14ページの保育所の指定管理者なんですけれども、7,973万円になっております。これは、今年、今度21年度は2年目に入るわけでございますけれども、この金額を決めるに当たりまして、1年間やってみて、内容についてなんですけれども、どのような成果といいましょうか、結果といいましょうか、いいこと、またちょっと不都合なこともあるかと思いますが、この金額を決める見込みに当たりまして、その反省点とか、そういういったものをちょっとお聞かせできればと思います。

それと、予算書の118ページなんですけれども、生活保護扶助費です。4,027万1,000円ほどのプラスなんですけれども、そのプラスの中で生活扶助費が1,792万4,000円と、住宅扶助費が366万9,000円プラス、それと医療扶助費が821万3,000円ほどプラスになっておりますけれども、そのこの人数と件数について分かればお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それではまず干潟保育所の指定管理料の関係から申し上げますと、1年経過をする段階で、実際に保護者の皆様の声を聞かせていただきました。それは、アンケートというような形で、主に自由筆記を主体にお聞かせいただきたいというようなことで聞きましたところ、数字的なものは満足をしているという、今までよりもよかった、満足してますよというような、そういう方々は、やはり7割以上の方、そういうふうに評価をしてくださっています。

ただ、そういう中で、今までの公立の保育所の対応が、若干子どもたちに対して、本当に真摯に向き合っていたのかどうなのか、そういうようなこともそのアンケートの中から読み取れました。

したがって、今は私どもとすれば、非常に民間のそういう指定管理をお願いすることによって、干潟保育所そのもののレベルが一段階アップできたのかなというようなことも考えているところでございます。

それで、指定管理料のお話でございますが、実際にこれが民間の保育所へ委託料として委託をしている場合に、果たして民間の、指定管理料も委託料なんですが、民間のその保育所が自分のところで経営をしているというふうに仮定をして、これらの保育料を計算をしていきますと1,000万円弱はまだ市の持ち出しが少なく済んでいるというような状況がございます。

それで、公立の保育所として、そのまま経営をしていた場合と比較をすれば、人件費が公立の場合は高いですから、それらのことも含めると2,000万円程度、その効率化が図れているというふうに判断をするところでございます。

それから、生活保護の関係でございますけれども、確かに昨年から比べますと、生活保護そのものの人数も、20人とまではいきませんが増えております。当初に比べまして10数名、20名近く増えておりまして、生活扶助費におきましては、今292人が対象になっております。それから、住宅扶助に関しまして138世帯、それから医療扶助に関しましては223人、そういうふうの実績をもとに見込ませていただいております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 生活扶助費については分かりました。

指定管理者のほうなんですけれども、また22年度も、また期限が残っているわけですから、先ほど課長が答弁いただきましたように、よく父兄と、それこそ予算的なものがあるので、また22年度にもつながるわけですから、よく把握していただいて、またそれが良と出れば、またほかでも指定管理者がいいよということになると思いますけれども、その点またよろしくお願ひしたい、答弁はいりませんけれどもよろしくお願ひします。

終わります。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、3款民生費の質疑を終わります。

続いて、4款衛生費について、担当課より補足して説明がありましたらお願ひいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、健康管理課の所管事項についてご説明を申し上げます。

全員協議会のところで主要事業についてご説明をしてございますので、そのときに説明できなかったことについて説明させていただきます。

予算書、歳入の関係で19ページをお開きください。

12款1項2目衛生使用料で、説明欄の1と2番、海上健康増進センター使用料といいおかけんこうセンター使用料でございますけれども、海上が288万円、飯岡が56万円と、今年の7月から実質徴収が始まって、21年度予算計上させていただきましたけれども、まだこの予算計上のときには4か月程度の利用状況から1か月当たりを推計させていただきまして算出しております。

続きまして、28ページをお開きいただきたいと思います。

衛生費県補助金でございますけれども、説明欄の3、妊婦健康診査支援基金事業費補助金でございますけれども、これが妊婦健診、今まで5回公費で持っていたものが14回に、国の第二次補正予算に受けまして予算を組んだものでございます。この国の補助率ですけれども、2分の1が国の補助で、この補助も14回分ではなくて9回分、今まで5回ですから、プラス9回分についての補助が2分の1、国のほうから出るということです。それと、そのもう2分の1は地方財政措置と。これは5回のときも交付税算入されております地方財政措置という形になります。

続きまして、予算書の歳出ですけれども、129ページをお開きいただきたいと思います。

20節の扶助費ですけれども、今、歳入で申し上げました13委託料の妊婦・乳児一般健康診査委託料、これが5,391万9,000円ということでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課の歳入歳出で、本会議等で説明してないものを申し上げます。

歳入ですけれども、19ページになります。

19ページの2目の中の説明欄3番、火葬場及び火葬施設使用料、それから4番の墓地使用料、これについては例年とほぼ変わらない状況でございます。特に、火葬場の使用料については、19年度実績に基づきまして、21年度は件数として775件ほど見込んでおります。

次に、21ページに入ります。

次のページの2目です、衛生手数料。説明欄の1から5については、例年と同じでございます。2番目の塵芥処理手数料、これについては、前年度に対して約3.4%の減を見込んでおります。内訳としましては、ごみ袋の販売と、あと重量のごみ使用分です、処理分です。トータルで2億5,361万4,000円ほどを見込んでおりまして、これは前年度実績をカウントしてございます。その前年度実績については、若干減量化が進んでいるという形で減を見込んでおります。

次が23ページに入ります。

23ページの今度は国庫支出金でございます。国庫支出金の3目の衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金、これは合併処理浄化槽分でございます。これにつきましては、21年度は新設分の合併浄化槽については、県の廃止に伴いまして市においても廃止をしております。他の転換分につきましては、計画に基づきましてトータルで51基、前年度に対して8基増を見込んで予定しております。

次が、28ページになります。

これは県補助金でございます。県支出金の県補助金、28ページの2目の説明欄5、6、7、8、これが環境課分ですけれども、5、6につきましては、これは合併浄化槽分でございます。先ほど国庫の説明した分と同じでございます。ただ1点違うのは、県単独分がございまして、その分、上乗せ分という形で載せてございます。それが6番目でございます。7、8につきましては、これは統合補助金という形で、前年度と実績同じ額で要望してというま

すか、載せてございます。

あと今度、歳入では37ページに入ります。

雑入でございます。雑入の37ページの説明欄9番、リサイクル資源売払収入ということで1,800万円ほど見込んでおりますけれども、これは前年度に対して23.3%減を見込みました。理由としましては、昨今の資源ごみの売払収入が現下の経済状況によって大分落ちておりますので、それらを見込んで入れてございます。

次に歳出に入ります。

歳出は、130ページになります。

トータル的には、やはり減となっております。一番大きなものとしましては、措置の見直しにより、うちのほうの関係でありました支所の住民室の見直しが4月1日から変わりますので、それに伴う職員数の減、あと合併浄化槽等の減、それと20年度実績に伴う執行残等のものがありまして減となっております。

130ページの一番目の関係、職員については、一応21年度は15人と見込んでおります。

説明欄2番の環境衛生事務費については、前年度と変わりございません。それから、3番の20、131ページの畜犬登録関係も前年度と変わりございません。

4番目の環境衛生対策推進事業につきましては、これは増となっております。理由としましては、産業廃棄物である汚泥処分の増、それに伴う汚泥検査が出てくることによりまして委託料の増になっております。

それと、新規事業という形で、今までは職員で対応していたんですけれども、犬猫等の路上等の回収でございますけれども、これを業者等に委託するものでございます。金額的には100万円ほどを見込んでおります。

次に、説明欄5番の合併処理浄化槽につきましては、歳入の国と県の関係と同じでございます。まして、補助率が3分の1という形で支出のほう、市単分を乗せた合計額を載せてございます。

それから、6番目の環境美化推進事業、これはきれいな旭をつくる会への補助金でございます。まして、例年と同じように春、秋のごみゼロ運動と海岸地域の夏の一斉の清掃、それと各種ボランティアによる助成等を、例年と同じ形ですけれども考えております。

次が、同じページの7番、不法投棄防止活動事業、これは監視カメラ等の設置に伴う金額でございます。

次が134から135にかけての説明欄8、ごみの減量化、9番、犬猫の不妊・去勢手術、あと

火葬場運営事業、これについては、例年を参考にしながら載せてございます。

次が、136ページ、11番、生活排水処理施設管理費、これについても、例年と同じ形で実績を見込んでございます。

次が137ページで主なものといいますと、説明欄の3番目、地下水汚染対策事業、この事業まで新規事業があります。新規事業という形のものは、上水道の設置されていない地域で地下水が汚染されているものに対して浄水器の助成をするものでございます。限度額としては10万円ほどのものとしてでございます。

それから138ページの清掃総務費、一部事務組合負担金、これは東総衛生組合負担金で、金額的には前年度とほぼ同じ負担金でございます。

次が2目の塵芥処理費でございます。塵芥処理費では、塵芥処理費の職員給与費、1番については例年と変わりございません。

次のページ、139ページの3番目の塵芥処理施設運営費でございます。これは、クリーンセンター及びグリーンパーク施設に係る運営費でございます。本年度は、20年度は可燃性粗大ごみ破砕機を導入、ごみ計量受付所窓口を右側に受付場所の変更、あと通常の運営費としまして一般廃棄物収集運搬業務、資源物選別委託、あと焼却施設の改修工事などを行って、通常どおり行っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

4款衛生費について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 1点お聞きしたいと思います。

妊産婦の健診のほうですけれども、これは14回になったわけでございますけれども、これは一過性のもので交付金が来ておりますが、これは3年後も続けていくと思うんですけれども、これは一般会計から、3年後、もし交付税がなくなった場合に行われるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 国のQ&Aにおきましては、23年度以降については市町村における妊婦健康診査事業の実施状況を踏まえ検討することとしているというお答えになっているので、はっきりまだその辺については国の方針は示されておられません。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） ということは、これはなくなる可能性もあるということと思ってよろしいんでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） はい、一応期限つき、時限的なものでございますので、補助金としては、検討すると言っているんですが、今現在においても約2分の1程度は地方財政措置でございますので、9回分についてのみ国の補助金、これは県のほうへ基金の造成をして、県からのお金をいただくような補助金、流れになっているんですけども、これは一応22年度で終了という形にはなっておりますので、基本的には補助金の形ではなくなるのか、それとも今検討、継続するのかというのは、あくまでも国のほうの考えですので、交付税算入の形は、多分守られるのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） よろしいですか。

林一雄委員。

○委員（林 一雄） 環境課で1点お伺いをします。

133ページなんですけれども、4番の環境衛生対策推進事業の中の19節ごみステーション設置補助金なんですけれども、前年度たしか20万円だと思っているんですけれども、これは200万円になって10倍になっております、金額には。その理由についてお伺いをします。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 要綱の見直しを行いました。今まで移動式のごみステーションを全額補助していたんですけれども、この要綱を見直しによりまして2分の1助成という形で、20台分ですか、のあれがここに入れました。ですから、前は……、ちょっとお待ちください。

○委員長（柴田徹也） すぐ出ますか。

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） それではどうしますか。先に進めていいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） がん検診事業なんですけれども。

○委員長（柴田徹也） 何ページでしょうか。

○委員（景山岩三郎） 9ページ。9ページですね、すみません。

だいぶこの事業で助かっている人が多いと聞いています。私の知っている人もがん検診に行って見つかって命をもらったよという人もいます。

課長、この中で、何人くらい検診に来ているのか、これは人数分かりますかね。胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、分かりますか。

（発言する人あり）

○委員（景山岩三郎） はい、いいです。

○委員長（柴田徹也） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、19年度の検診状況の資料がありますので。

まず胃がんなんですけれども、受診者数については4,536人。それと子宮がん、これが4,386人。乳がん、超音波とマンモグラフィというのがあるんですけれども、超音波が635人、マンモグラフィが4,299人。肺がんが9,915人。それと大腸がん、これが5,416人。前立腺がんが2,679人。一応これで合計が3万1,866人です。

そのほかに、がんではないんですが、肝炎ウイルス検診というのをやっているんですが、それも2,216人、受けてございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 失礼しました。

先ほどの移動式ステーションの関係なんですけれども、金額的には18節の備品購入費に、昨年度、移動式ごみステーションを入れておりました。約300万円ほどです。この見直しによりまして、19節の補助金という形に今回変えたものです。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） 2点お伺いします。

1点目は、ページ……、ちょっとお待ちください。

138ページ、一部事務組合の関係ですが、これは東総衛生組合の負担金で、通年と同じというふうなお話をいただきましたけれども、ここについては改築をしていこうという、そんな話も伺っておりますので、負担金についてはそういう状況も踏まえての負担金なのかどうか、また事業が進められるとすれば、現在どのように進もうとしているのかどうか、この辺をお伺いしたいのが1点と。

それから、ただいまお話がありました、主要事業の一覧表の9ページ、がん検診の事業ということがありますがけれども、これは毎年毎年ご苦勞されておまして、結果も出ているというふうに判断しております。

そこで、最近このがんというよりもこの目の、目の^{がん}眼ですね。眼科にかかる方が結構多いというふうに言われておりますし、また年配になって白内障とか緑内障とか、あるいは原因不明の病気にかかってしまうというような、そんな状況があるやに伺っておりますが、検診という位置づけのもとに、そしてこれ以外の検診を旭市として考えるような状況というのは現在あるのかどうか。

特に、目がずっと、生まれながらにして目がご不自由な方もおりますし、途中で目が不自由になるという、大変苦痛を味わうような状況もあるやに伺っておりますが、そういった点で21年度予算組みに際しまして、そういった情報とかも含めて、あるいは今後のことも考え合わせて、目の検査といいますか、そういったことについて、旭市としては、何か考え方としてはあるのかどうか、この点、予算審議ということもありますのでお伺いしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、一部事務組合、これは清掃総務費の一部事務組合負担金、東総衛生組合の負担金、前年度と変わらないと、ほぼ変わらないというお話をしました。

これについては、国の交付金等を受けて改築事業を進めるという形で、20年度については、用地の場所の、用地の場所といいますか現場所ですけれども、場所の検査、それから環境アセス関係の冬分を行っております。

21年度については、環境アセスメント関係の夏分をやって、あと現在、用地等の場所に係る選定事務の結果が3月中に出るという話を伺ってまして、それを受けて21年度、取りあえずは自分で持っています基金ですか、基金を使って取りあえずはやっていきたいと。それで

対応できない部分は、組合議会において補正対応というふうに聞いております。

それと、建設計画については、21、22年度の2か年を予定していると聞いております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、眼科の病気の検診を市で考えているかということですが、ほかの病気もいろいろ多種多様、難病とか慢性疾患、いろいろございますけれども、それらに今のところ全部すべてに対応できるような検診というのは、今、予算の審議の中では考えておりませんでした。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） まず1点目の一部事務組合の関係ですが、流れとしては分かりましたけれども、今のところ21年については基金の関係で対応していこうと。ということは、補正もあり得るということだと思いますが、その場合に、今の積算としては、基金がもしも取り崩して対応できないという場合には、どのぐらい各関係市町のほうに割り当てが来るのかどうかということについては検討されているのでしょうか。お分かりであればお伺いしたいのが一つと。

それから、今、健康管理課長のほうから話がありましたけれども、予算の都合でということでしたが、社会構造がいろいろ変化していく中で、がんというのも大変多様化してきているということがありますので、ぜひ、旭市では中央病院が一番大きいわけですが、ニーズといえますか、どういう社会の状況の変化があるかどうかということもお調べいただいて、必要なものは、予算措置が必要か必要でないかということも含めて、21年度については検討されていないということですから、これからに向けて、ぜひその辺のお骨折りもいただければというふうに思いますので、これはお願いをしておきますのでよろしくお願いします。

なお、コメントがありましたらお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 施設については、先ほどお話ししましたように、まだ報告が出ておりませんので、金額とか何かのあれがまだ、はっきりした数字が出ておりませんので、それが出た段階で担当課長会議を開くというふうに聞いておりますから、まだ金額、例えば足りない場合幾らという形はまだ内部では話してはおりません。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） うちのほうも今、そのニーズというのは把握、なかなかできていないので、国保のほうにいろいろな病気別というのはデータがそろっているんでしょうけれども、社会保険の全体についてのそういう病気、そのものがちょっと把握しづらい部分もありまして、今のところちょっと難しいのではないかなという、私自身は考えております。以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） これはお願いですからあれですけれども、1点目については、環境のほうは結構です。

予防ということを対応されている唯一の担当課は健康管理課ですから、そういった意味で、私が知る範囲でも、途中で目が不自由になってきているという状況もちょうと聞いているんです。ですから、今すぐにとすることは、これは対応できませんので、予防という観点から、今旭市に必要な予防というのは何だろうかという、そういった観点に立って研究をし検討をしていただければ大変、市民の方々にとってはありがたい。

そのうちの眼科というのは、これはずっと目が見えてきた人が途中で、ご高齢になって目が不自由になるということは大変難儀なことだというふうに思っておりますし、そういった観점에서、まず眼科を申し上げましたけれども、そのほかにも難病の問題とかいろいろあると思いますので、そういったことを研究していただきながら、必要な予算については予算組みをしていくと、こういったことにしていただければ大変ありがたいと思いますので、これはお願いをしておきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 答弁はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、4款衛生費の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、1時10分まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時10分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の質疑を行います。

続いて、10款教育費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、教育委員会庶務課の所管に関しまして補足説明申し上げます。

教育委員会庶務課では、10款の1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費の3項について、14の事業を計画をさせていただいてございます。その合計の予算が11億9,677万3,000円ということで、昨年が15億5,573万7,000円ですので、3億5,896万4,000円の減で、率にして23.1%の減ということになっております。

大きなものについて申し上げますと、まず第二中学校の改築工事について、約10億円程度の減額になっておりまして、中央小、矢指小が改築が本年度計上しても、まだ3億5,800万円程度減額ということでございます。

それでは主な事業につきまして補足説明申し上げます。

225ページをお開きいただきたいと思います。予算書の225ページでございます。

中央小学校の改築事業でございまして、来年度、再来年度の2か年で改築を予定いたします。面積は2,200平方メートルを予定しまして、その中に学童保育のスペース、400平方メートルを確保したいと考えております。そのトータルの事業費が2億8,043万5,000円ということで、校舎の建設につきましては、来年度4割、再来年度6割という割合で施工したいと考えております。

なお、この小学校につきましては、敷地も狭いことから、まず解体を、現在の校舎の解体をしてから新校舎の建設をしたいということで、その間、仮設の校舎を利用するということで、使用料として1億1,550万円の18分の6、3分の1程度を来年度見込ませていただいております。それが3,850万円ということでございます。

次に、226ページに入りまして、工事請負費でございますけれども、先ほど申し上げました2,200平方メートルの面積、1平方メートル当たり26万円を見まして、その4割でございます。実際の歳出の額といたしましては、その9割、4割の9割でございますので36%を支出する予定で盛らせてもらっております。それが2億3,851万5,000円、そういった額でござ

ざいます。

次に、矢指小学校の改築事業でございます。矢指小学校につきましては3,500平方メートルの平屋建てを予定しております。やはり21年度、22年度の2か年の事業を予定いたしまして、来年度が4割、再来年度が6割ということで、ここでもその3,500の中に200平方メートル程度の学童の施設を、面積を予定しております。

まず、監理委託、設計監理委託でございますけれども、それとあと校庭等の整備をしますので、そういったものの監理委託も含めて334万2,000円ということでございます。工事請負費が、やはり4割の9割でございますので36%予定しまして、3億6,860万円ということで、トータル3億7,194万2,000円を見込んでございます。

この中に、当然に、国庫支出金を予定しておりまして、歳入は24ページにございますけれども、1億1,518万7,000円の国庫支出金を見込んでおります。両方合わせての額でございます。

続きまして、中学校費でございますけれども、232ページをお開きいただきたいと思います。

232ページに説明欄の4番、第二中学校改築事業ということで1億6,259万円を見込ませていただきました。これは、本年度から続きます屋外運動場、野球場だとか陸上のグラウンドだとかテニスコート、そういったものを9割ほど整備をしたいということで考えております。面積は1万5,416平方メートルに、先ほど申し上げました事業を行いたいと思っております。その額が1億6,259万円で、この事業をもちまして第二中学校はすべての事業が完成するということになります。

次に、5番の飯岡中学校の改築事業でございますけれども、これにつきましては、来年度、調査設計等をやりまして、22年、23年で、校舎と屋内運動場等を整備し、24年に屋外運動場等を整備したい、そういったことで、22から24までの3か年ということになりますかね、の計画をいたしたいと考えております。その設計等に7,124万7,000円をお願いしたいということで予算化させていただきたい、そういうことでお願いいたします。

あと、これにつきましては、二中の整備事業につきましては、やはり国庫の支出金が1,800万円ほど予定されております。

庶務課からは以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、学校教育課所管の事項についての補足説明をさせて

いただきます。

主要事業についてご説明をさせていただきます。

初めに220ページをご覧くださいと思います。

220ページ、説明欄の11、沖縄交流事業でございます。これは、平成21年度は、鶴巻小学校、滝郷小学校、嚶鳴小学校の5年生が、沖縄県中城村の小学生と交流する事業となります。予算的には前年度とほぼ同じでございます。

続きまして、228ページをご覧くださいと思います。

説明欄6番、7番になりますが、小学校教諭補助員配置事業及び緊急雇用創出小学校英語教育教諭補助員配置事業でございます。こちらにつきましては、教諭補助員につきましては、担任教諭をサポートする教諭補助員を配置する事業でございますが、21年度につきましては、中央小、干潟小、富浦小、矢指小、豊畑小、鶴巻小、嚶鳴小の7校に配置を予定しております。

なお、これ以外、小学校における国際理解教育の推進のために、英語に係る補助員を1名配置、それから緊急雇用創出の小学校英語教育教諭補助員配置事業につきましては、来年度から小学校5・6年生のほうで英語活動が導入されるということで、そちらの補助員としてさらに1名を配置する予定でございます。

続きまして、228ページです。すみません。そのままです。

説明欄の8番をご覧くださいと思います。放課後児童健全育成事業でございます。こちらにつきましては、事業内容としましては、下校後、家庭において保護が受けられない小学校1年生から3年生の児童の放課後生活指導を行う、あるいは健全育成と事故防止を図るという事業でございますが、21年度につきましては、大規模クラブである中央児童クラブを分割して定員の見直しを図り、中央小学校内に計3か所を開設し、定員を120人とし、安全性の確保及び待機児童の解消を図るものであります。また、萬歳小学校内におきましても、5人以上の加入児童数で開設する予定でありましたが、加入申し込み受付を実施しましたところ、希望者3名ということで、5人に満たないため開設を見送ることといたしました。よって、21年度は16クラブで実施の予定となります。

229ページをご覧くださいと思います。

説明欄の9番の緊急雇用創出放課後子どもサポート事業でございます。本事業は、中央小学校内において開設し、下校後保護者が家庭外就労等により、保護者がいない4年生から6年生の児童の相互の自主的な活動場所を提供し、児童が安全で健やかに過ごせるよう児童の

居場所づくりと事故防止を図るため、平成21年度に新たに設ける事業でございます。活動は、自己の責任において活動することとなりますが、児童を見守るための支援員をボランティア等で募り、保護者が安心して就労できるよう中央小学校内において試行的に実施するものがあります。

なお、学童保育に準じまして、下校後及び土曜日や夏休み等を実施し、また活動場所につきましては中央小学校体育館及び特別教室を予定しております。

続きまして、234ページをご覧くださいと思います。

説明欄の6番の中学校教諭補助員配置事業でございます。これは先ほどの、事業内容につきましては小学校の教諭補助員配置事業と同様であります、21年度は第二中学校と海上中の2校に配置を予定しております。

続いて、235ページをご覧くださいと思います。

説明欄8番、一番下のほうですけれども、課外活動支援事業でございます。こちらにつきましては、事業内容は大きく2点あります。一つは、中学校における放課後の部活動について、その指導者を派遣するものでございます。こちらについては、21年度は一応9種目490時間を予定しているものでございます。それから、もう1点につきましては、本物から学ぶ夢体験というふうにうたっているんですが、2010年に開催されます千葉国体、それに、旭市が会場となるわけですけれども、その旭市にふさわしい夢のある事業としてネーミングをしたところですが、21年度はその卓球の一流選手を本市に招いて、卓球競技開催市をアピールするとともに、将来の卓球競技のトップアスリートを育てる事業となるような事業展開をしたいというふうに考えております。

続いてすみません。275ページをお開きください。

275ページ、一番下の説明欄9の学校給食センター統合改築事業でございます。本事業は、老朽化した第二学校給食センターと第三学校給食センターを統廃合し、新たな給食センターを建設するものであります。平成21年度には、主に用地取得と基本設計を実施、今後22年度に実施設計と造成工事、23年度にセンター建設を行い、平成24年度から新センターでの給食を開始する予定でございます。また、本年度は、用地選定のために建設検討委員会を立ち上げ、候補地を挙げて法令等の規制、環境衛生面、電気、水道、排水等、多方面から検討し、最終的に海上中の北側を最適地として選定したところであります。ということで、21年度につきましては、用地取得と基本設計を主に予算計上しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、生涯学習課所管の新規事業並びに主な事業につきまして補足説明を申し上げます。

まず、237ページをお開きになっていただきたいと思います。

社会教育総務費、説明欄 3 番、社会教育活動費1,715万4,000円でございます。この中で、すみません、1枚めくっていただきまして238ページです。

19節負担金補助及び交付金の中の黒ボチの4番目ですか、子ども会育成連絡協議会補助金、この中に新規事業としまして、バスの借上料補助金362万6,730円を計上しております。これにつきましては、市のバスが1台廃止によりまして、子ども会への貸し出しができなくなったため、バスの借上料の一部につきまして、各単位子ども会へ補助金を交付するものです。

続きまして、242ページ、文化振興費、説明欄 2 番、文化振興事業2,902万円です。これにつきましては、舞台芸術の鑑賞の場の提供として、演劇、コンサート、文化講演会、あさひ寄席など、市民参加事業としまして市民音楽祭、市民ミュージカル、文化祭など12事業を予定しております。

続きまして、261ページ、大原幽学記念館費、説明欄 5 番、大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理事業でございます。事業費は1,226万6,000円です。これは、大原幽学旧宅の破損や腐食の拡大を防ぐため修理を行うもので、21年度は3年目に当たります。前年度に引き続き仮設工事、木工事、塗装工事のほか、ふすまの経師工事、管工事、表門工事などを行う予定であります。

なお、特定財源としまして、国庫補助金は補助対象の2分の1、県補助金4分の1を見込んでおります。

続きまして、262ページ、キャンプ場費、説明欄 1 番、海上キャンプ場管理費1,099万5,000円ありますが、この施設については、本年度まで県の施設として管理運営されておりますが、21年度より旭市に無償譲渡されることに伴い予算を計上するものです。

続きまして、269ページ、体育施設費、説明欄 5 番、社会体育施設改修事業546万円です。これは、庭球場改修工事として、テニス壁打ち施設を設置するものでございます。

続いて、6番、その下の6番の総合体育館改修事業でございます。事業費は1,519万5,000円でございますが、これは平成22年度に開催するゆめ半島千葉国体で、卓球競技の予定会場となっている総合体育館を、選手、役員、観客者等の安全確保のため改修を行うものであります。事業内容は、1階トイレの改修工事、1・2階ラウンジ・床の張りかえ工事、メイン

アリーナの吊りもののバトンの設備改修工事、東側玄関ドアクローザー交換工事、1・2階ロビー・壁破損部修繕工事、ランニングコース照明器具取り付け工事を予定しております。また、2階の観覧席の床・カーペット清掃も行う予定であります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） それでは、国体推進室関係の予算について補足説明いたします。

まず、歳入の30ページをご覧くださいと思います。

上から2行目ですけれども、第65回国民体育大会開催事業費補助金、これは県からの補助金で、大会の運営費と卓球台等備品購入に対する補助金でございます。

続きまして、歳出のほうをご説明いたします。

予算書の264ページをご覧くださいと思います。

歳出は、3,997万6,000円で、主なものは、国体の旭市実行委員会の補助金でございます。その他につきましては、庁用車の車検経費でございます。

ここで、国体の旭市実行委員会のほうの予算について概略説明させていただきたいと思えます。

なおこの予算は、4月の常任委員会、5月の総会を経て決定されますので若干の変更はありますが、今時点での概要を説明させていただきます。

まず、実行委員会の歳入でございますけれども、予算書にありますように、旭市からの補助金、それから21年度のリハーサル大会で行います全日本卓球選手権大会の運営の負担金ということで日本卓球協会から150万円の歳入の予定でございます。これが歳入であります。

続きまして、歳出のほうの主なものですけれども、全員協議会で説明しましたように、リハーサル大会の運営費が主なものでございまして、まず運営費の需用費関係で消耗品、大会の看板とか、それから従事者の服飾費、それから環境美化用品、また歓迎の備品、そういうものが主でございます。あとは大会を行うための委託料でございますけれども、これは大会のほうの警備の委託料、それから会場設営の委託料、これにつきましては、仮設のプレハブを設置いたしますので、仮設のプレハブ、それから来場者用の大型テントの設置、それから競技関係につきましては、競技団体のほうで運営を行っていただきますので、その競技運営の委託料、あとは使用料及び賃借料の関係で、選手団送迎用の大型バスの借り上げ、それから競技会場で不足しております審判台やコートマット、そういうものの借り上げ、あとは国体の開催準備費で卓球台14台の購入、こういうものを予定しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

10款教育費について、質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 232ページの説明欄5番の飯岡中学校改築事業についてお尋ねします。

説明では、22年から24年までで、学校建設終了したいという説明ですが、自分も学校建設は一時も早くというのが、また住民の願いでもありますし、一時も早く自分も建設しなければと思っていますが、だが何か説明では、公園つぶすことは自分自身も大反対でありますし、また一般質問でもしましたが、福祉センターとふれあいスポーツ公園は、一体として造られたものでもありますし、やはり今回この公園をつぶすということは、公園のバランスも崩れることになりますし、また公園整備につきましても、何か旧旭市に偏り過ぎるのではないかという部分も感じていますし、また説明でありましたが、建設委員会、また検討委員会という部分の発言もありましたが、この二つの委員会があるのか、またその二つの委員会の役割をお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答えを申し上げます。

まず、公園の需要でございますけれども、地元の、先ほど向後委員からもお話がありましたとおり、委員会からのご要望等もありまして、現在の支所の西側に学校の建設をお願いしたいというような趣旨でございまして、それを踏まえまして、今お話のあったスポーツ公園の一部、北側の部分を利用したいという考えでおります。

したがって、残る部分の、半分以上の面積については残るということで、現在は土地改良の非農用地を利用できれば、そのようになるのかなという考えがあります。

それともう1点のお尋ねの委員会の名称でございますけれども、飯岡中学校の中に設置されました委員会につきましては、飯岡中学校建設委員会という名称でございます。その委員会は、二つあるのかということでございますけれども、これ一つだと記憶しております、そのように記憶しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） この建設委員会につきまして、今のお話だと、検討委員会というような

表現を使っていましたが、今の説明ですと、何か建設委員会ということですので、それならそれでいいと思います。

それでもって、15人のメンバーだと聞いていますけれども、やはりふれあいスポーツ公園にしても福祉センターとして一体と造られた施設でありますし、またそういうメンバーに、そういう経緯や何かを説明して、ふれあいスポーツ公園を半分つぶして学校建設に当たるといような結論が出たのか再度お尋ねいたします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

この建設委員会につきましては、学校で設置をしていただきまして、学校の中でそういった検討をしていただいているということで、市側から、教育委員会でそこに出向いて公園の趣旨だとか、そういったこととお話したことはございません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） そういう経緯は説明したことがないとの説明ですが、課長それではあまり無責任きわまりないかと感じます。やはりいろいろな経緯を経て、さまざまな施設ができていますし、やはり何も知らせないで、またもしかしたら、この場所に建設ありきみたいな検討委員会作っているかのように自分自身感じますし、何かこういうような進め方で、また今回この説明だと、土地改良区が順調に認可が得られなかった場合には、ふれあいスポーツ公園を全部つぶすような説明も、自分の一般質問のときなんかありましたが、やはり何か土地の形ができて、やはり設計に入るのが本来の筋ではなかろうかと思いますし、そのところを再度またお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 土地改良のほうの非農用地の関係でございますけれども、22年の4月をめどにということで設定されるということ、採択されるということでございますけれども、市といたしましては、本年ぎりぎりぐらいまで、その採択されるかどうかと見きわめまして、それが非農用地ができるとすればそちらをめどに設計をしたい。あるいはそれでもどうしても無理だというお話になれば、先ほど向後委員お話のとおり、公園の利用についても検討をしていこうかと、そういったところを今考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） ではお尋ねしますけれども、22年の4月までに同意がとれる保証はありますか。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

庶務課といたしましては、そのようなことが実現できるように期待をして現在待っているという状況でございまして、ぜひともそのようになっていただきたい、そのように考えております。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 何か説明だと、可能性を信じて何か、もう見切り発車みたいな、行政が、こういう土地も定まらない、またそういう認可も果たして得られるんだかどうか分からない、そういうような不安定の中で事業を進めていくということは、これはうっかりしたら進め方によっては、それこそいろいろな、今までも、いろいろな旭市でも若干、広域のごみ処理施設でも何でも騒ぎになりましたが、うっかりしたらそれこそまた住民運動にもなりかねないような場面も起きかねないような、こんな未確定な進め方で、自分自身も納得できませんし、やはり市長の答弁でも、どこか公園つぶした分は別の場所に公園を造るからというような答弁、市長もありましたが、やはり1町歩つくって3町歩減らすような計画では、それこそ地域バランスが崩れるのではないかと自分も思っていますし、やはり議会も責任を持って、一端を担っているので、議会としてのチェック機能は自分もしっかりと果たすべきだと実感持って確信していますので、こんな未確定な事業は、もっともっと慎重に検討して、やはり場所の確保ができてからしっかりと進めるべきではないかと思いますし、また飯中は老朽化が一番進んでいるから、いち早くやるべきではないかとも思いますし、そういう点でやはり何か前にも課長、津波対策もあるとかなんとか説明していましたが、それだったらそれこそ第二運動場のほうね、まるきりあいているし、それこそ双葉町だっていったって空きが出たと同時に解体していくということもあるから、もう大分あいている土地もうありますね。また旧飯岡中学校の敷地面積も、恐らく自分もだいたい数字は聞いてますけれども、その旧飯岡中の敷地面積も今再度お尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答えを申し上げます。

現在の飯岡中学校の面積でございますけれども、3万1,782平方メートルでございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 今、説明で、3万1,782平方メートルあると。ふれあいスポーツ公園、仮に全部つぶしたって、3万3,000平方メートルしかないわけですよ。それでもって、今度は双葉町がもう既に大分あいている、あれも市の土地ですよ。あそこも道路に面したいいい土地で、あれもう大分あいてしまっている土地を有効利用したら、3万3,000平方メートル以上になるはずですよ。

今までの説明の中で、現行の土地に建設するということは、子どもらの危険回避するためだとか言っていますけれども、説明の矢指小ですか、あそこは解体してからの工事ですよ。

（発言する人あり）

○委員（向後悦世） 中央小か。中央小ですか。そういう場合にやはり飯中なんか、仮に第二運動場のほうをそういう建設場所に検討したら、それこそそういう危険もそんなに避けられて、ただそういう部分で、第二運動場のほうも検討の中に模索した経緯はありますか、お尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 議案の審査は途中でありますが、1時55分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時57分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

先ほどの向後委員のご質問で、例の公園でございますけれども、その公園について、学校での建設委員会ですか、そこで説明したかということでございますけれども、それについては教育委員会としても、その会に出席していませんし、説明をしてあるかどうかは承知いたしておりません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） やはり何か検討委員会も、そういう経緯を知らないまま、どこの場所に建設したらいいかと求められたら、判断材料が乏しいし、やはりいろいろな今までの経緯を知っていて初めていい結論が出るものと思いますし。

そういう中で、この建設委員会のメンバーと発言内容、また何回検討したかをお尋ねいたします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、建設委員会のメンバーについては、こちらもお聞きしてございますのでお答えできますけれども、こういった質問があったとか、そういったことについては一切会議に出ていませんでしたので承知しておりません。

したがいまして、メンバーだけ。個々に申し上げたほうがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○庶務課長（浪川敏夫） こちらでちょうどいしてあるものでございますけれども、学識経験者として、ヒシキカンベイさん、ハネダセイタロウさん、サクマトシオさん。区長の代表といたしまして、カセマサトシさん、それとミズノユキオさんというんですかね。それと学校評議員のインダヨシオさん、サクマカズヒトさんというんですかね。それと教職員、中学校は校長、教頭。小学校がそれぞれ校長。あとPTAの、飯岡中学校の正副会長、それと飯岡小、三川小の会長お二方、合わせて15人でございます。

検討した回数だとか、そういった、どなたがどのようなご発言をされたとかいうことについては承知いたしておりません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 何回検討したかも分からないというようなことで、またそういう何か議論の内容も分からない。メンバーだけは分かりますということですので、後で調べて、何回検討したのか、またその発言の内容、それと含めてメンバーも、今、全部メモをとれなかったもので、改めてお願いしたいと思います。

自分自身は、このような、土地のじがたも決まらない、また改良区の成り行きも定まらない中、安易に見切り発車するようなことでは、議員として、チェック機能として責任持って

役割を果たせないなので、自分自身はこういう建設の仕方は反対であります。

以上終わります。

○委員長（柴田徹也） 答弁いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 学校教育課長にお尋ねいたします。

去年の9月の決算委員会のときに、小学校教諭補助教員の話をしていただきまして、今年も予算組みをしてもらったことに感謝しています。それともう1点、そのこととまだもう1点、放課後児童健全育成事業、この2点をちょっと聞きます。

各学校のほうに、いろいろと行きますと、補助教員は大分助かっていると。その中で、欲を言えばもうちょっと欲しいなど、補助教員を。

それで、教育委員会としてはこれからどのようにそれを考えていくかどうか、ちょっとそのご意見。自分の意見でもいいですからね。

それと放課後児童健全育成事業です。これは父兄の皆さんが、4年生から6年生まで。これも各学校のほうに範囲を広げてもらえないかという要望が大分ありますので、今年中央小学校でやりますけれども、またその結果を見て、来年範囲をぜひ広げてもらいたいですけれども、それについてのまたお考え、お願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それではお答え申し上げます。

まず最初の教諭補助員の件でございますけれども、景山委員のほうから、非常に効果が大きいということで、ぜひ拡大をとということでお話がございました。

私どものほうでも、各学校現場のほうに行きましても、非常にこの教諭補助員の役割が、非常に大きいし、また各学校で非常に助かっているという話も聞いております。

実際今は、いわゆる子どもたちの数が多い学級、それから特別に支援を要する子どもがいる学級に、この補助員のほうを配置をしているところでございますけれども、当然財政的なこともございますし、これからもさらにそういうことについて、各学校の様子を、また情報収集をしたり、それから配置する補助員の数を増やす、ちょっと具体的な、従来の、今の方法以外の方法もないかとか、いろいろな点でちょっと模索しながら、少しでも多くの補助員が学校に配置できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の放課後サポート事業のほうでございますけれども、いわゆる今年度、21年度から中央小学校のほうで新規に実施させていただきます。いわゆる4年生から6年生の居場所づくりということでございますけれども、こちらにつきましては、今年度試行という形でやらせていただきましたのは、一つは学童の延長という形では、学童の場合には専有施設が、教室等が必要ということでございまして、例えば中央小学校の例をとりましても、さらに1教室分、ちょっと増やすだけの部屋がなかったり、それから、あとこの場合、現在見守る支援員のほうについては、ボランティアということで今募っているんですけれども、今回中央小学校のほうも、最終的にはいろいろな形で募集をしたんですが、自主的に手を挙げていただいたのは4名ということで、それから保護者の方にも支援員としてやっていただくという形をとっているんですけれども、ということで、支援の確保という部分が非常に厳しいポイントになるかなというところでもありまして、そういうことをにらんで、今年の情勢を見て、拡大、もし図れるところですかね、状況もあれば、そのような形にできればなということで、今年度は試行の状況を見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 先ほど庶務課長のほうから話がありましたけれども、中央小学校、矢指小学校改築するわけですので、ぜひ学童のほうも一体化になるように、建設のほうへよろしく願いいたします。体育館とかそういうところではなくて、目の届くところで、ぜひ設計のほうもお願いいたします。これは要望ですのでお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） それではお伺いします。

議案書の226ページの矢指小学校改築事業なんですけれども、3,500平米で平屋建てという先ほどの説明でございました。これにつきまして、学校が建設されると、何十年ってまたもつわけでございますけれども、それと併せて児童数ですね。将来の児童数。現在は231名ほど矢指小学校に通っておりますけれども、将来の児童減、こういったものを考えて、この平屋建ての3,500平米、やはりそういったものも考えて、この平米数を出したのかお伺いをします。

矢指小学校でなくて、やはり改築、先ほどお話がありましたけれども、飯岡中学校に関しても、今320名ほど飯岡中学校、通っているわけなんですけれども、やはり矢指小学校と同じ質

疑の内容になりますけれども、両校の考え方についてお伺いをいたします。

それと、議案書の232ページなんですけれども、第二中学校の改築工事なんですけれども、20年度が1割で、この予算が9割ほどの分だというお話でございました。私、12月の議会で、運動場の図面を、もし分かれば提出をしていただきたいというお話をしましたけれども、いまだにその図面が上がっておりません。どのように改築するか分かりません。契約も何だか済んだようにお伺いしますけれども、どうして私たちに、この文教福祉常任委員会とか議員に提出ができなかったのかお尋ねをいたします。

それと議案書の249ページになりますけれども、青年の家の件なんですけれども、15の工事請負費のフェンス設置工事というのが50万円ほどの金額ですけれども、ございますけれども、この場所と、そのフェンスは何メートルほどの整備をするものかお伺いをいたします。

それと、262ページ、海上キャンプ場の件につきましてお伺いをします。

県から無償譲渡をいたしまして、市が受け継ぐということでございます。今年度は1,000万円ちょっとの予算組みをしてありますけれども、年間今まで県でやっていたのは、8,000人ほどの利用があったということを聞いております。今度市で受け継ぐわけですけれども、やはりこの年間の利用数は、やはり今まで県でやっていたのと違って、やはりそれを上回るような利用価値がなければと思うわけですけれども、そのPR方法にしてはどう対処するのかお伺いをいたします。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

学校建設の規模でございますけれども、矢指小と飯岡中のお尋ねだったと思いますけれども、両校とも将来は若干減っていく傾向にございますけれども、ただ現在の皆さんが、児童・生徒が入れるスペースを造らないといけないもので、それは現在の児童・生徒数に合った規模のものを造りたいというふうに考えております。

それと、第二中学校の屋外運動場の図面のお話でございますけれども、この間契約をしたばかりでございまして、今後そういうことでございますれば提出をさせていただきたい。

当初、用地の購入等についての図面は、皆さんにご提示してあるんですけれども、この屋外運動場の図面は、契約したばかりでございましたので、まだご提示していないと思いますので、それらにつきまして後で提示、どの辺に何ができるかというものをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） まず青年の家のフェンス工事でございます。これにつきましては、青年の家の北側のところでございます、総合体育館に向かっていく道の、あそこのフェンスの所で、だいぶ傷んでいますので、いわゆる国体の練習会場、一応青年の家にもなっております。その辺のことから、そこのフェンスを改修しようということで、一応そこのメーターにつきましては99メートルあります。ただ、予算は50万円です。その辺のところ、その予算の範囲内で傷んでいるところをやりたいと思っています。

それともう1点、海上キャンプ場のいわゆるPR方法、現実のところ3月までは県の施設ということで、ちょっとPRできていない状況でございます。これは、県のほうからもちよっと言われていましたので、4月からということになりますが、まずこれは当然のことです。広報にも掲載いたす予定でありますけれども、そのほかに、当然市の施設になることから、小・中学校への学校への啓蒙、それから子ども会、それから青少年相談員等、十分話ししまして理解をいただいて活用を図っていきたいと思っています。

また、当然インターネットなりホームページ、その辺のところの掲載を予定する予定でもあります。また関連のある雑誌等があれば、その辺のところも検討しながら掲載していきたい、そのような形をとりたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） だいたい分かりました。ありがとうございました。

一つ再質疑をさせていただきます。キャンプ場の件なんですけれども、県から譲渡を受けて、無論、体育館は体育館としてそのまま使えると思うんですけれども、キャンプ場に関して、もし旭市でこれ運営していて、いやこんなものはしょうがないや、何か違うものに利用しようよという場合に、譲渡されたんですから、県にはもう相談しなくても自由に旭市内で、市で何か活用できるのかどうかお伺いします。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 実は県から移譲するに当たっては、一応キャンプ場という、青少年健全育成施設ということで譲渡したい旨の話はあります。ですから、その辺のところを踏まえて、うちのほうとしては、一応そのキャンプ場利用最優先でその施設の有効利用を図

っていきたいと思っております。

ただ、青少年健全育成施設ということにとらわれると、ちょっといろいろな、何ですか、いろいろな面で活用していきたいとは思ってはいますので、それにとらわれない利用の仕方を考えていきたいと思っています。

キャンプ場のほかの施設にはということは今は、自分ではちょっと、こちらの中では考えてはおりません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） それではご質疑申し上げます。

細かくなることについては、ちょっとまとめてご質疑したいと思います。

まず、ページでいきますと226ページに、小学校教育振興費ということで、その中の11節の中に需用費、修繕料がありますが、これは去年の当初から比べますと45万円ほど減額の予算組みがされているというのが一つあります。

それから、231ページの学校管理費の中で備品購入費、これは50万円ほどの減額、これは教育用備品費です。

それから、社会教育に至りましては、237ページ、負担金補助及び交付金の中で、社会教育施設運営費補助金ということで、20年当初、87万円だったものが279万円に増額をされているというケース、それから先ほど話がありました子ども会育成連絡協議会でははっきりしておりまして、バス借り上げの補助金という、そういった内容もございました。

小学校、中学校、社会教育施設、全体的に見てみますと、減額されているものもあれば増額になっているものもあるということで、いわゆる限られた予算の中で大変なご苦勞をされていて、運営が1年間されて、結果的に19年度ベースから見ますと、全体的にほとんど不用額として残っているような状況が、それぞれ需用費とかいうことに見られます。

ここで申し上げたいのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、この旭市総合計画に基づいて、それぞれ年度ごとに計画を練って、それによって必要な予算を計上し、そしてまたそれを運用しながら次年度をどうしたらいいかどうかということの繰り返しが必要性的であるわけであります。

特に、学校教育、社会教育ということを考えてときに、大きなことで一つ言えることは、特に学校教育関係、小・中学校なんですけれども、これ本会議でも議論がありましたが、校

長先生にゆだねているという部分が結構あるわけですね。いわゆる教育委員会で検討して、その検討した結果、執行に当たっては行政の長として教育長のもとに、事務局も含めて予算の執行をします。では、裏返しをしたときに、予算を作る段階でどうだったのかなというのが今現在だと思うんです。ということを裏返し、考えてみますと、小学校15、中学校5校の予算措置を目指して、各校長先生方から、今年度は、要するに来年度は、ぜひこういったことについて取り組んでほしい。特に、学校での子どもたちの安全面とか、それから環境面とかいうことを考えたときに、それが全部予算組みされているのかなという、ちょっと心配性が私あるんですよね。

要は、私どもは、21年度の予算書を今、見させてもらっています。これが果たして学校現場を預かる校長先生以下、職員の方々が、これで1年間やっていこうという中で、予算が十分足りるのか足りないのかという審査だと思うんです。

例えば今、耐震診断やっております、耐震診断の結果、改築を余儀なくされているところ、これはきれいになります。内装も外装も、耐震もそうです。しかし、耐震の結果、耐震の制度上必要ないと認められたところについては、そのままなんですよ。それが予算に反映しているかどうか。

要は、例えば表から見たときに、外壁が、雨漏りを含めて、学校で、ある学校で、ぜひ雨漏りも外装も含めて塗装したいなと思う校長がいたとします。それで予算組みをしてくださいといったときに、削られたら次の年まで待たなければいけない。途中、校長も交代する。学校の場合には、校長先生方はきっと引き継ぎ、引き継ぐということで、できなかったことについては課題として継続すると思いますけれども、そういったことを考えたときに、まず一つには、施設の維持管理ということからしたときに、本当に予算が、私が今幾つか言いましたけれども、特に学校現場では、修繕費が減っているとか、あるいは需用費の中で減っているということがあったときに、それは学校から上がってきたものが、そのまま来ているものなのか、本来やらなければいけないこと、要するに子どもたちが安全的に1年間過ごせるような状況なのかどうかということで、市教委訪問が1年分かかってきた、その結果が予算組みだというふうに私は思っていますけれども、そういったことで、学校から上がってきたものがどのぐらい予算に反映しているかどうかということについて、積み上げ方式ですから、その点は各学校の今の課題ということで、ちょっと細かくなりますけれども、把握されていると思うんです。

その点で、ちょっと今細かいこと、何点か言いましたけれども、全体的な予算の中で、大

きなことは結構ですから、1年間の安全、環境面とか、あるいは備品もあるでしょうけれども、これはいつも不要額、残っていますからそれは別にしまして、子どもたちを取り巻く環境、安全面、これで落ち度が本当にないものかどうか、ここら辺、大きな意味でお伺いいたします。

それから2点目ですけれども、実施計画の中に、この総合計画の中に、119ページ、学校教育の充実というのがあります。これも先ほど申し上げましたけれども、事業内容の中に、小・中学校情操教育推進事業、感性や情緒を育み、創造的で個性豊かな子どもを育成するため、文化・芸術等に触れる機会をつくり出すということになってございます。21年度の予算の中に、学校現場のほうから、ぜひ文化に触れさせたいというような学校の方々が手を挙げて、予算組み、どこになっているかどうか。もう一つは、教育委員会の立場として、この総合計画を実施するに当たって、教育委員会として毎年予算組みされていることが、例えば中学校1年から3年まで、一堂に会して文化会館で文化の芸術に触れさせる機会というのがありますけれども、そういった予算組みというのは、毎年毎年やられていると思いますけれども、その点がどうなのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。これ2点目です。

それから、今、学校の問題でいろいろ議論がありましたけれども、飯岡中学校並びに矢指小学校もこれから整備をされてきますけれども、給食センターの問題も含めて、特に飯岡中学校の改築問題、それから給食センターの関係。これは場所を移して、飯岡中学校の場合には場所を移したいという考えです。

課長の答弁からよれば、内部で検討委員会というのは、内部というのは学校関係の内部、これは本来、あくまでも、先ほど課長がおっしゃった検討委員会というのは、あくまでも参考的に意見を聞く状況であって、本来、教育委員会が方針を定めるわけですね。ではこれ教育委員会として、飯岡中学校がああ場所でいいものなのか、あるいはさっき議論がありました道を挟んでわきの運動ができる、スポーツもできる、あそこの場所がいいのかという議論とか、根本的な議論というのはどうだったんですか。21年度の予算組みで、継続審査を、継続的に事業がなされますけれども、根本的なことについては、教育委員会は、特に飯岡中学校の場合には、スポーツ広場も含めて云々という話も出ていましたが、二つの場所が今、候補に上がっていますけれども、どのような見解を持って進行をさせようとしているのか。

特に、本会議でも申し上げましたけれども、あのスポーツ広場については、本来スポーツの場所ですね。福祉の施設と隣接していますけれども、あそこは使いにくいということで、私も聞いている場所です。要は、サッカーを夜やって照明を使ってやったら、やかましいか

らやめてくれというような場所なんですよ。それは、あくまでも、社会教育施設として、所管の、縦ケースであれば生涯学習課と横のつながりがなければいけない場所なのか。だとすれば、今、課長が言われたような、その検討委員会が云々とか、それからあの場所が候補地に上がっていますよ。場合によってはスポーツ広場も云々ということは、全然議論していないのにそういったことが出るということはおかしいことなんですね。横の調整ができていて、それもそうですね、ではあそこの場所がなくなるから、こんなことも検討しようという、そういった検討の中にあるはずであるべき検討の内容というふうに私は思っていますので、教育委員会として、飯岡中の問題はどうか。

もう一つは、給食センターについては、一番大事なのは、米飯をするために委託するかしないかということも、これは大問題です。ということは、ここに旭市地域防災計画というの私、持ってきました。ここには、有事の際には、いろいろな班があって、給食センターを利用しながらお米を炊くような状況もここに書いてあるわけです。そうすると、全部委託してしまうと、ここではできないというふうに、計画が崩れてしまうことになりますから、そういったことにも関係するので、そういったことも踏まえての給食センターの場合には、第2、第3の施設が、今場所を変えて設置しようというふうに考えられておりますけれども、その点も含めてどうなのかどうか。要は米飯についてできる施設にするのかどうか、全体的に方向づけの設備についてもご回答をいただきたいと思います。

あと細かいことをちょっと申し上げます。

ページで言うと220ページ、事務局費の中の育英資金給付事業、これが、既に広報では呼びかけといいますか募集をしている状況でありまして、高校生が8名、それから大学生等が8名ということで、合計16名の方々について申請をしてくださいという、そういう内容で啓蒙、啓発がされました。予算を見ますと、昨年度当初から比べると約100万円ぐらい減額です。701万3,000円が610万2,000円ということで、これは減額になっておりますけれども、この点については何か変化があるものかどうか内容的にお伺いしたいと思います。

先ほどちょっと申し上げましたが、237ページの19節、負担金補助及び交付金の中で、社会教育施設の運営費補助金279万円について、簡単に結構ですから内容的にお伺いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それではお答えさせていただきます。

まず、最初にございました229ページの需用費、そこに消耗品費、印刷製本費、修繕料等がございます。それから、231ページに、備品購入費と、こちらはいわゆる教育用の備品でございますけれども、こちらについては学校教育課のほうの所管のところでございますのでお話をさせていただきます。

これらを例に挙げて、基本計画ですか、との関連、それからいわゆるこれの予算で、いわゆる維持管理がこれはしっかりできるのかと、そういう予算になっているのかということだと思いますけれども、私どものほうではこの学校のほうに配当されるというか、この予算につきましては、毎年夏ごろですかね、から秋にかけてまして、各学校に来年度のいわゆる消耗品、ここにございます修繕なり、あるいは備品ですね、どういうものが必要なと、あるいはもう早急にこういうものをしていただきたいというものをヒアリングをさせていただいております。ですから、各学校から、その中で、もう来年度中にはぜひやらなければいけないもの、それからもう少しちょっと、あるいは分割してとか、少し先でいくということをいろいろとヒアリングをしながら詰めさせていただいて、それを積み上げていくという形で予算要求をさせていただいております。

たまたま、ですから、昨年度よりちょっと減っているという部分は、そのような中で考えて予算計上をさせていただいている、そういうような予算でやらせていただいております。

ちょっとそのことは余分かもしれませんが、先ほどいわゆる安全、環境面ということは非常に学校にとって今、大事な部分でありますというお話がありましたけれども、私どもそういうことは、当然子どもたちの安全確保ということはもちろん第一ですので、いろいろな意味での安全点検であったり、それから今ですといわゆる不審者対策ですか、こういうような事業を、スクールガードリーダー等の配置事業もやっておりますので、不審者訓練の対応事業であるとか、そういうようなことも予算の中に、学校の現場の状況を踏まえて取り組ませていただいているというようなところでございます。

それから、2点目の基本計画の中の学校教育の充実というところの小・中学校の情操教育推進事業というような、このものについてはどのように取り組んでいるかというところでございますけれども、学校教育課のほうの関係で申し上げますと、いわゆる芸術鑑賞的なもの、生涯学習課のほうでもやっていらっしゃるんですが、それからあと小中音楽会、それから中学校の合同文化祭が今年で2年目になりましたが、それからあと県のほうからも芸術家の、地域の芸術家で派遣事業というのがございまして、そういうもの手を挙げさせていただいて、

それを導入している学校もございます。

それから、情操教育ということで、いわゆる道德教育等も大事でございますけれども、こちらについても毎年、千葉大学のウエスギ先生に来ていただいて、道德の実践事業等も実施していただいているというようなことで、文化面について、中心に、情操教育の推進を図っているというような状況でございます。

それから3点目の学校給食センター、新給食センターのほうの米飯について、炊飯ですか、ついてはございましたが、今、基本的には、その分については、センターの中で炊飯業務ができると、そのように考えているところでございます。

なお、新学校給食センターの整備の方針ですけれども、大まかな、大まかなというか、ちょっと、いわゆるシステマ的にはドライシステムとするというようなところとか、あるいは食器の部分結構、実際の部分としては大事になってきますので、使用する食器であるとか、それから米飯、地産地消等も含めて米飯給食等を基本として、新センターのほうを考えていきたいと。あとオール電化方式とするとか、そのようなことを主に今のところ基本方針として、これから検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、育成資金の、すみません、減額については、ちょっと今調べておりますので、すみませんがちょっとお時間いただきたいと思います。すみません。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、飯岡中の移転の関係でございますけれども、今、神子委員のほうから、現在のグラウンドのほうについての検討はどうだったのかというご質問でございますけれども、実は向こうのグラウンドの部分につきましては1万5,000平米に満たないという面積ということもございまして、そちらにすべての学校施設、どうかなということもたしか考えたんですけれども、先ほど向後委員からもお話あったとおり、住宅がすべてなくなったりとか飯岡荘のゲートボール場がすべて学校に使えるのかと、いろいろなご意見があって、西側に道路もあるとかということがあると、やはりあそこでもう2万から2万5,000の面積の購入は難しいのかなということを判断したと同時に、一方で三川、飯岡西部という土地改良事業をやっていると。そこの農業者の皆さんの経済的な問題を解消するためには、非農用地の設定をし、それを市が有効に活用するという、そういったことも併せて考えて現在の土地改良事業を利用させてもらおうというのは、一つの方法なのかなという発言でございまして、なお、公園の、ふれあい公園の利用につきましては、生涯学習課等々ともご相談をさせていただきまして、3万3,000平方メートル程度あるんですけれども、そのうち

の1万5,000ぐらいが学校用地にし、残りの1万8,000ぐらいが公園としてそのまま残るかなという。これはあくまでも非農用地、土地改良事業の非農用地を利用させていただいたときの面積でございますけれども、そういうことになればいいかなということと、先ほど来言っております建設委員会での支所の西側方面への移転を希望するということ、それと当然に、現在校舎を使って生徒が勉強しておりますので、それに支障のないところで建設が可能になる、そういった効率の面等もあります。それと、現在の校舎、現在の学校が、校舎と運動場が道路で分断されているという、そういった危険の解消にもなる。

そういったことを合わせ考えまして、現在、先ほど来申し上げている所に計画をしたいと、そういったことでございまして、内部で生涯学習課等ともいろいろなご相談をさせていただいたり、当然にもって市長とも相談をさせてもらっております。そういったところで現在来ております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 先ほどの神子委員の質問の中に、教育委員会ではその検討はどうしているのかという質問があったと思うんですが。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 教育委員会としては当然に造る場所については、ただいま申し上げましたとおり、そういった検討をさせてもらったということで、これは教育委員会そのものにはかつて検討をしたとか、そういったことではございませんので、事務局内部で検討をして。これはどちらかというと、学校の建設につきましては、市長の仕事に入るもので、教育委員会そのものの検討は後で、報告等で申し上げますけれども、建設については市長部局で建設をして、それを教育委員会がお借りして運営するという、制度上そうなっているもので、ただ教育委員会で、主体的にはいろいろ勉強させてもらってやっておりますけれども、表向きはそんなところになっております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） ご質問の237ページの社会教育施設運営費、これについては、食彩の宿いいおかにあります海浜プール、その運営費の補助金でございます。これは一応、何と申しますか、実績に基づいてやっているというところでございます。

それと、先ほど学校教育課のほうから話がありましたと思いますが、文化に触れ合う機会ということで、芸術文化に触れ合うということで小・中学生が、そのことについての予算措

置、うちのほうの文化振興事業、ページで言いますと243ページの文化振興事業の19負担金補助及び交付金の中で、芸術文化鑑賞教室負担金とあります。これについては、学校の音楽教室に関して負担しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、再質疑させていただきます。

まず、飯岡中のことにつきましては、これから議論というか検討していく中で、どこが一番いいのかどうかというのを当然絞り込まなくてははいけませんので、その辺は十分にそつがないようにお願いしたいということと、たびたび話が出てきます検討委員会というのは、あれは法的な機関なんですか、それ、ちょっともう少し詳しくお願いしたいと思いますし、その検討委員会が何か、えらく前に出てしまっているような感じがすごくするものですか、本来は今お話があったように、市のほうで検討して、それで教育委員会のほうに報告しながら万全を期すというようなことが流れるというふうに思っていますけれども、検討委員会が、何か位置づけとしてはかなり大きいような感じがしますので、どういった位置づけなのかどうか、再度お伺いをしたいと思います。

給食センターにつきましては、これは新しい事業で、二つが合併するといえますか、一つの方向づけを示すものですから、内容が固まり次第、文教福祉のほうにも、内容的に提示をしていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと細かいことになりますが、社会教育施設の運営費補助というのは、実績ということで、このプールの補助金ということですが、これはどういうふうに判断したらいいんですか、実績というのは。87万円が20年度当初で、279万円が今回予算組み、当初されておりますので、プールの関係がどういう位置づけでなっているのかどうか、ちょっともう少し詳しくご説明できればと思いますので、後ほどお願いいたします。

あと育英資金のほうは、まだですよ。お分かりでしたら後でお願いします。

では今度は大きなことで、今、生涯学習課長のほうからご説明いただきましたけれども、文化に触れる機会ですけれども、これは毎年やられている事業ですよ。今回質問をさせてもらったのは、要はこういうことなんですよ。予算が限られている中で、効率的に運用しようというのは、これは誰しもが考えることです。特に教育というのは、1年終わったらその次2年目になってしまうんです。1年で残ってくれないんですよ。どんどんどん、小学校1年生は2年、6年生は中学生になってしまいますので、ここに掲げてある、情操を高め

感性豊かにするというのが、やはり1年1年の中で、どう取り組んだらいいのかどうかということを、やはり学校、校長先生はもとより教育委員会でも十分に検討をして予算組みをしていただきたいというのが私の思いであって、それが21年度では、予算組みに配慮されているかということの、今回21年度予算の、今審査をさせてもらっているわけです。

特に学校というのは、先ほど申し上げましたように、学校教育課長のほうに、そのヒアリングがあつて出したにしても、恐らく100%満足できないような状況だと思うんですよ。仮に文化というのは、目に見えないものですから、なかなか取り組みにくいんですよ、正直言つて。

先ほど、午前中の議論でもありましたように、お金をかけてできるものもあるしお金をかけなくてもできるものがあるんですよ。今、学校教育課長のほうから話があつたように、県でもやっているし文化庁でもやっているし、国でいろいろなことをやっているですよ、今。これはインターネットで開けばすぐ分かるんですよ。もうかなり多くの団体が、どうぞ使ってくださいと待っている事業なんですよ。

ところが、これは申請しなければできないんですよ。では、学校の校長先生が、学習指導要綱に基づき、副読本も用いながら1年間のカリキュラムを組むんですけども、間に入れることが本当にできるかどうかといったら、かなり厳しい、まして前任者から初めて着任されて引き継ぐといったら、その年度何もできないんですよ。というような状況が学校現場にあるとすれば、やはり教育委員会の指導のもとに、なるべく子どもたちに、その時に触れさせる機会というのは、ここにありますように、具体的にやっていかなければいけないのではないかなというふうに思っている一人なんです。

したがって、学校からそういったことが要望がまずありますかありませんかというのが一つです。なければできませんから。なければ、なぜやらないんですかというふうに言つてほしいんですよ。そうすれば予算組みできますか。いや実際はできませんといったらこれはできませんけれども、予算組みするんですよ、必ず。ということをやれば、旭市は特色のあるまちづくり、特色のある学校経営をしているなというふうになるわけですね。

そういったことが、21年度の予算の中に反映していますかということをお伺いしたいんです。これが大きな意味で、この中での一つなんです。

今度は、生涯学習的な要素を含めると、これは今までずっと取り組んでいますから、それはそんなに多くは組めないでしょうと。だから、学校現場に、そういう才能がある方や見識をお持ちの方が来てもらえる。生涯学習で取り組むのは表に出ていって、ある場所で聞く、

見るというふうにしてやってもおかしくないのではないかなというのが私の思いなんです。

そういったことが、21年度に、どれだけの予算が組まれているのか。これを見ると、恐らく文化・芸術に触れる機会はきつくないと思うんです。場合によっては、20年度、学校が県や文化庁が主催する手を挙げてやった事業が分かれば、恐らく15の小学校、5つの中学校、見たときに、どれだけやられていたかというのが分かりますけれども、そこまで聞く必要はないと思いますが、そういったことの中で予算組みがどうなのかというのが一つです。

もう一つは、施設の面で、例えば2階の手すりが、もう壊れているということであれば、これは市教委訪問したときには、そういった場所があれば、当然、1年、2年待ってやるよりもすぐやらなければいけないというふうになるわけですが、そういった事例がないのでしょうかということも含めて、ヒアリングとしていろいろな要望が上がった中で、特に子どもたちが安全、それから環境という面で配慮していただいていますかということをお願いしているわけです。お分かりでしょうか。もしも具体的にあれば、予算がない分、減っている部分もありますので、途中でもしも必要であれば補正を組むなりして、市教委訪問のときにチェックしていただいて補正を組むなりしてやられることがいいと思いますけれども、今当初の議論ですから、まず入り口部分でどうなのかどうかということでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは私のほうから、まず社会教育施設の運営費の補助金でございます。

実は、20年度までは補助金は87万円でした。これについては、食彩の宿いいおかにありますプールの運営費の補助金として支出したわけですが、実質は、その87万円については、合併当初の飯岡町、その時代からずっと87万円できていたものでございます。

実質、食彩の宿いいおかとの話し合いの中で、あそこの部分がお客さん来て利用してもらうというのがありますので、その中で、飯岡荘のほうには、施設の管理面のほうについては任しているんですけれども、この今度、279万1,000円になったのは、20年度の実績を、いわゆる入場料を取って、ライフセーバーなりいろいろな安全面を考えた、やっている、いわゆるマイナス部分についての補助金を計上したということでございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 飯岡中学校の校舎建設委員会の性質、性格についてでございますけれども、これは法律とか条例とか要綱、そういったものには一切関係のない任意、任意では

ないでしょうけれども、学校の中に校長が、いわゆる校舎の老朽化に伴い心配をして、そういった組織を設置したということだと思います。

したがって、その皆さんの代表から市長に要望書の提出がされて、そこに支所の西側のところがいいのかなという要望がされている、そういったことでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 学校におけるいわゆる情操教育のほうの部分でございますけれども、予算組みの中に新たにというところは、学校教育関係では特にはございませんが、20年度後半に、美術科の指導主事がおまして、いわゆる美術面における創作活動等、そういうものを充実させていきたいなということで、出前講座的なものを、これは予算全然関係ありませんけれどもやったりもし始めました。

それから、先ほどあと申し上げましたように、やはりせっかく子どもたちにすばらしい芸術等をみんなで鑑賞させたいなということになりますと、かなり経費等もかかりますので、やはりそうしますと、先ほど神子委員からありましたように、県なり国なりの、あるいはいろいろな団体の事業等の情報収集をして、それを各学校に、その都度、随時流して、去年も一斉に、多くの学校というわけにいきませんでしたけれども、数校が手を挙げて実施してきて、今年もその辺については実施していきたいなというふうに考えているところです。

それからすみません。先ほどの育英資金のことでございますけれども、大変申し訳ありません。まだ正確な人数がちょっと分かっていないんですけれども、要するに高校生と大学生を、大学生等は、毎年8人ずつ募集はしておるんですけれども、毎年人数が違っておまして、その関係で、高校生については3年間給付をしております。大学については4年間給付しておりますので、その人数増減によりまして今年度少し減っているという状況でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 育英資金のほうは分かりました。昨年の例で言いますと、8名のところ7名だということになると2年目は減るわけですね。分かりました。そういう積み重ねだということで分かりました。

飯岡中の問題については、おらが学校ということで、校長先生らが骨を折っていただいて、任意ですけども、どういう考えがあるかということで、市長に対して取りまとめたものを要望書を出したと、こういうことでよろしいわけですね。分かりました。

それが今回予算的に、あその場所であればこうだということも含めてのこれからの方向づけを示したための予算が出てきたということで判断させていただきました。

ただ、スポーツ、ふれあいの広場ですか、あそこについては、サッカーの方々が使ったときに使いにくいとか、恐らく学校が来た場合に、一部そういったことがあるかも知れませんので、十分ご配慮いただいて、情報収集とられたほうがいいと思いますので、それも併せて検討を願えればと思います。

最後に、学校教育課長のほうですけれども、要は私が聞くとところによると、学校の校長先生方というのは、かなり大変なご苦労されているわけですね。かなり予算が厳しいということで、本来旧旭市のときには、輝きプランというのがあって、10万円とか50万円とか、それぞれ有効に使える予算というのが含まれておりましたけれども、今それがなくなってちょっと久しいわけですが、学校のほうとしては有効的に使いたいということがあるとなれば、非常に有効的に使える予算が欲しいなというのが、これ気持ちだそうでございます。

ただ、学校教育課長も、学校の現場に校長先生としてやられていたからよくお分かりですが、その中で、ぜひお願いしたいのが、市教委訪問したときに、子どもたちが安全に日々生活できる体制を作るというのは、例えば学校のほうから上がってきたから予算組みするということではなくて、仮にそういったのがあればですよ、例えば手すりとか、あるいは外壁が汚れている、それから内装がちょっと最近はかなり明るくなりましたけれども、ちょっと小学生には暗いとか中学生には暗いという、そういった色使いが、昔は、昔の学校というのはグレーで、何か陰気くさかったわけですね。ところが今整備されて、非常に学校の中も外も明るくなりました。ですから、今せっかく整備しているわけですから、学校が云々と言わなくても、学校、市教委訪問したときには、学校暗くありませんかとかって声をかけてあげて、学校の気持ちを酌んであげて、それでしかるべき当初予算には、それを組み込んであげるといような気持ちでないと、学校は大変だという思いは、やはり必要だと思うんです。そういった予算組みはぜひ21年度には欲しいなと思いましたから細かく聞いたわけです。

本来はもっと細かく聞きたいんですよ。要はどここの学校が、こういった予算を計上したけれども、それはこういう理由でできませんでした。ならば、我々委員が、それは、これは例えば子どもたちの安全とか環境を考えたときに、なぜ予算組みができないのかということが議論できるわけですが、そこまでは今回やりませんが、そういった意味で、ぜひ、来年もありますから、ぜひそういった意味で、21年度の当初の予算の審議の中で、そ

ういったことを念頭に置いていただいて、必要があれば補正を組んでいくというようなことの柔軟性を持って対応してほしいなということが学校施設の問題です。

これはあるんですよ。よく見てください。本当に外壁が崩れ落ちているとか、外壁が汚いとか、中に入ったら色使いが、ちょっとこれではおかしいのではないかとこのことがあります。これは、学校現場が言わなくてもやってほしいなというふうに思います。

あとは、このいわゆる総合計画の関係ですけれども、ここに計画出ておりますので、具体的に成れるように、お金を使わなくてもできる文化に触れる機会、お金を使ってやらなければいけないことについては、特にお金を使ってやる場合には、教育委員会が責任を持って予算組みができるような情報も含めて出してあげることと、先生方は校長先生によってはやっていただけないということは残念ですけれども、そういった学校もあったらまずいわけですから、ぜひ取り組んでいただけるような、そういう日常の指導体制も含めて、21年度の予算審議のときに、ぜひお願いをしておきます。答弁はいりませんから、よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ないようですので、10款教育費の質疑を終わります。

以上で、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第2号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第2号について補足説明を申し上げます。

この件につきましては、本会議でも補足説明を申し上げたところでございますけれども、

ここでは平成21年度からの事業、あるいは変更部分につきまして説明を申し上げます。

323ページをお開きください。

2款2項3目の一般被保険者高額介護合算療養費の300万円と、この下にあります4目の退職被保険者高額介護合算療養費の100万円は、21年度から新たに生ずるものでございます。これは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用されている世帯の負担を軽減させるためのものでありまして、当該世帯におきまして医療保険の適用を受ける療養費の自己負担額と介護保険の利用負担額のうち入院時食事療養費や入院時生活療養費を除いた部分の合算が、1年間に一定の金額を超えた場合にその分を払い戻すものでございます。

続きまして327ページをお開きください。

8款1項1目保健事業費でございますが、対前年比で2,434万3,000円の減となっております。これは、説明欄1の特定健康診査等事業費の減が主な理由でございまして、特定健診と同時に実施しておりました介護保険における生活機能評価費用でございますが、一たん国保会計で立てかえていた方式を改めまして21年度からは直接介護会計で支出することになるためでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それではご質疑申し上げます。

ただいま、ご説明をいただいた新規に取り組まれる内容についてご説明をいただきましたが、323ページなんですけれども、世帯について軽減措置ということなんですけれども、それぞれ見込みとしてはどのぐらいを世帯見込まれているのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それではお答えをいたします。

まず、3目の一般被保険者高額介護合算療養費でございますけれども、取りあえず国保世帯の中で、介護のサービスを受けている方ということで、これは、高齢者福祉課のほうから情報をいただきまして、その中で国保の世帯の方が160世帯ほどございます。

あと退職のほうでございますけれども、この部分につきましては3世帯しかないんですけ

れども、取りあえず新規事業でございますので、ちょっと余裕を持った予算計上となっておりますところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） 328ページの3番の短期人間ドック事業についてお伺いします。

20年度よりも107万1,000円ですか、プラスになっているようですけれども、昨年度は450名ほどの見込みだったんですけれども、今年はどのくらいの見込みかお伺いをいたします。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 480人を見込んだものでございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第3号について補足説明を申し上げます。

この会計につきましては、平成20年3月診療分をもちまして、老人保健制度が終了しましたことから、以後は平成22年度まで診療レセプトの過誤調整分等の精算のみとなることによりまして大きく予算額が縮小されるものでございます。

したがいまして、今回の予算も6,700万円のうち最終的には6,000万円が一般会計へ返戻するものとなっております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第4号について補足説明を申し上げます。

初めに歳入について申し上げます。

367ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、20年度の当初よりも軽減措置が拡大されたことから、23.2%減の2億6,894万9,000円を見込んだものでございます。

2款1項1目一般会計繰入金は、療養費にかかわる市の負担分を、平成21年度からはこの会計を通さず一般会計から直接、広域連合へ納めることになりましたことから71.3%減の1億1,911万円を見込んだものでございます。

続きまして、歳出について、370ページをお開きください。

2款1項1目広域連合納付金は、徴収しました保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。ただし、歳入の2款のところでも申し上げましたが、療養費にかかわる市の負担分を、平成21年度からは直接、一般会計から支払うことになりましたことに伴いまして49.4%減の3億7,774万8,000円を見込んだものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、予算書の379ページをお願いします。

補足につきましては、2月17日の全員協議会及び本会議の補足説明にて申し上げたところですので、今回はポイントになるところのみ、重複するところがあるとは思いますが、ご説明したいと思います。

まず、379ページについては、本年度予算額と前年度予算額の比較がのせてございます。

まず歳入ですが、1番の保険料、これにつきましては記載のとおり額ですが、5.5%ほど伸びています。この保険料につきましては、今回関連議案でこの当初予算のほかに3議案

ほど提出させていただいています。それがすべて相互に関係するものでございます。

保険料につきまして、ポイントだけ再度説明いたしますと、まず第1号被保険者の負担割合が19%から20%で1%アップしていること、二つ目としまして、今回初めての介護報酬のプラス改定ということで、3%アップしています。これは介護従事者の離職者対策ということで、介護報酬は3%上がっているということです。

3番目としまして、議案第20号により提出させていただいていますが、今年度中に介護従事者処遇改善臨時特例交付金が入ります。その基金の設置条例を20号で、もう一つは介護の20年度の補正予算でその金額を処理するというようなものになっています。それと、4番目としまして、これも後で、議案第25号で、介護保険条例の一部改正で出てきますが、所得段階を6段階から9段階に変えているということになります。詳細につきましては、各議案のところでご説明したいと思います。

それから2番から4番目、国庫と支払基金、県支出金、これらにつきましては、介護の給付費が伸びていますので、それに伴うルール分で増になっています。

次の380ページをお願いします。

こちら歳出のほうですが、保険給付費、これの伸びが前年度に比べて8.5%の伸びということになります。

5番目の地域支援事業費です。これにつきましては、比較として、641万5,000円の減ということです。6.8%の減です。これは地域支援事業費につきましては、詳細は397ページからになりますので、そちらのほうで説明したいと思います。

397ページをお開きください。

397ページの真ん中に地域支援事業費、ここからまず1項で介護予防事業費ということで書いてあります。地域支援事業費は、この1項の介護予防事業費、それから次の、1枚めくっていただきまして399ページ、2項の包括的支援事業費、それともう1枚めくっていただきまして401ページの3項の任意事業費ということで、三つの項が設定されています。

それで、1項につきましては、介護予防ということに重点を置いていますので、特定高齢者の洗い出しをして、その人たちに対する事業、つまり介護予防の事業が中心になっている事業です。

主なものを申し上げますと、説明欄の2番、介護予防ケアマネジメント事業ですが、これは特定高齢者のケアプランを作成している事業です。

次のページに、400ページいきまして、総合相談支援事業ということで、基本的には包括

支援センターで、相談事業とかすべてやってくるんですが、今までの1市3町の地区に、各地区にそれぞれ在宅支援センターを残してございます。5か所委託してまして、それぞれの委託料です。

それから、401ページ、これが……、ごめんなさい。飛ばしてしまいました。398ページをお願いします。

介護予防事業のほうで事業を飛ばしてしまいました。398ページの4番で、高齢者筋力向上トレーニング事業、これは特定高齢者ではなくて、一般の高齢者が誰でも参加できる予防事業ということで、この事業につきましては、所管が社会福祉課のほうで実施している事業でございます。

399ページの2項包括的支援事業費、これの主なものとは先ほど申し上げました2番の事業と400ページの3番の事業です。

それから401ページをお願いします。

任意事業ということで、必要に応じた介護予防事業等について、各市が独自にできるというような事業です。これにつきまして主なものは、1番の介護用品給付事業、これは紙おむつの支給事業です、対象者368名。

続きまして402ページ、配食サービス事業です。これにつきましては、利用見込みを150人と見込んでいます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第11号について、社会福祉課が関係する部分についてご説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお開きいただきたいと思います。13款国庫支出金、2項2目2節児童福祉費国庫補助金、この中の説明欄1でございますけれども、次世代育成支援対策交付金105万円の減額でございますが、これは干潟保育所で実施をしております病児・病後

児保育事業をより事業者が有利になる補助事業のほうへ組み替えをさせていただきましたことによって減額をするものでございます。

説明欄2の子育て応援特別手当給付事業費補助金4,412万1,000円でございますが、これは定額給付金と同様に、国の緊急経済対策により、対象児童1人へ3万6,000円を給付するというものでございます。

12ページをお願いしたいと思います。

14款県支出金、2項2目3節児童福祉費県補助金の説明欄の1の保育対策等促進事業費補助金466万3,000円でございますけれども、これは特別保育の病児・病後児保育事業の事業組み替えということを先ほど申し上げましたが、この事業、組み替えによる部分と、一時保育の補助基準額の変更に よりまして増額となっております。

14ページをお願いしたいと思います。

19款諸収入、5項雑入、2目1節過年度収入3,319万4,000円でございますが、これは19年度の精算額に対しまして受け入れしておりました額が不足しているものを20年度に精算分として過年度収入として受け入れたものでございます。

続きまして、歳出でございます。

17ページをお願いしたいと思います。

3款民生費、3項1目児童福祉総務費です。説明欄1にございますように、先ほど歳入で申し上げました子育て応援特別手当給付事業で4,412万1,000円、これが増えておりますけれども、これは主には19節の負担金補助及び交付金で手当そのものとなっております、4,219万2,000円、対象児童1,172人ということでございます。また、そのための事務費はございます。この事業につきましては、対象となる児童は、再度ご説明させていただきますと、第2子以降で小学校就学前3年間ということで、今で言いますと4歳、5歳、6歳になる、その子どもたちに対しまして3万6,000円を交付するというものでございます。

そして、ちょっと戻っていただきますが、6ページにございますように、これら全額を繰越明許費として21年度に支出をさせていただくものでございます。

また、17ページから18ページになりますけれども、4目保育所費271万円の減額でございますが、説明欄1の保育所指定管理委託事業で、干潟保育所が実施をしております特別保育の病児・病後児保育事業の事業組み替え、それから一時保育の補助基準の変更に よりまして275万6,000円を増額しております。

そして、18ページ、説明欄2の保育所施設改修事業のとみうら保育所の改修工事請負費が

入札の執行によりまして675万1,000円減額されております。

そして、また説明欄3の病児・病後児保育事業で鶴巻保育所が実施をしておりますが、この補助金につきまして、これもまた他の補助事業への組み替えをされたことにより補助基準額がアップとなっておりますので、128万5,000円の増となっております。

4項生活保護費、2目扶助費2,515万5,000円の増でございますが、これは20年度下半期に受給者が急増をしておる関係で扶助費を増額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、歳出の19ページをお願いいたします。

すべて額の確定による減額でございます。

一つが、衛生費の環境衛生事務費、19節の負担金補助及び交付金ですか、これは東総地区広域市町村圏事務組合の負担金でございますけれども、2月の定例の組合議会におきまして、額の確定に基づき減額をされましたので、うちのほうも合わせて434万3,000円、旭市分ですけれども減額をしております。

続きまして、その下のやはり衛生費、塵芥処理費でございます。これは委託料に、委託料ありますけれども、これも契約による執行残、額の確定によるものでございます。1点目が、廃棄物収集運搬業務委託料が、額の確定によりまして2,395万2,000円の減額、下の容器包装廃棄物選別処理業務委託、これも額の確定によりまして651万円の減額でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課の関係で補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページ、第2表繰越明許費の10款2項小学校費の中央小学校改築事業945万円は、設計業務委託料及び建築確認手数料、矢指小学校改築事業5,185万7,000円は、土地購入費及び物件補償金並びに設計業務委託料等でございます。

3項中学校費、第二中学校改築事業7,102万2,000円は、部室棟改築工事費及び施工監理業務委託料でございます。

次に、11ページでございます。

13款2項6目教育費国庫補助金に234万4,000円の追加は、第二中学校屋外運動場整備に係る安全・安心な学校づくり交付金の決定に伴う増額でございます。

次に24ページ、10款3項1目学校管理費の説明欄1番、第二中学校改築事業4,217万7,000

円の減額は、工事請負費の事業確定に伴う執行残4,751万8,000円の減額と校庭の北西で隣接する土地235平方メートルの取得費534万1,000円の追加でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 生涯学習課からは1点、24ページ、10款4項1目社会教育総務費の中の説明欄1番、文化財保護事務費でございます。これにつきましては、旭市指定文化財になっております普門院のイヌ槇の保護について、旭市指定文化財修理復旧事業補助金交付要綱に基づく補助金の申請がありましたので計上するものでございます。内容は、イヌ槇の根の周辺の土壌改良、舗装の撤去及び平板の敷き直しにかかる費用の補助でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 18ページの民生費のところで、生活保護扶助費のところで、生活保護者が何か急増しているということの説明ですが、この急増している経緯というか、平成18年、19年、20年度あたりの経緯をちょっとお知らせいただければお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 旭市の場合には、過去2年間ぐらいは、そんなに急激な生活保護者の伸びというものがなく、大体270から275人ぐらいの、そういう中で動いてきました。それが、20年当初におきましては、まだこういう経済情勢は見えませんでしたので、276人の給付の見込みを立てておったんですが、現在、1月末でいきますと、それが291人、また2月でも、それが増えております。

したがって、十六・七名、給付が増えておる関係で、また世帯数におきまして、約20世帯ほど増になっておりますので、その辺でどうしても給付費そのものが不足するという、そういう状況になっております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第11号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第12号について補足説明を申し上げます。

最初に7ページをお開きいただきたいと思います。

4款2項1目財政調整交付金でございますけれども、国からの交付金の確定によりまして637万5,000円を減額するものであります。

続きまして、10款1項1目一般会計繰入金でございますけれども、出産育児一時金の件数や特定健診費用が当初の予定よりも下回る見込みとなりましたので3,466万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

一番下になりますが、12款3項1目特定健康診査等受託収入でございますが、後期高齢者の健康診査及び生活機能評価の検査費用が確定しましたことから、995万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。

9ページをご覧ください。

2款4項1目の出産育児一時金でございますが、当初の予定よりも出産件数が下回る見込みとなりましたので、2,228万円を減額するものでございます。

5項1目の葬祭費でございますが、死亡件数が当初の予定よりも下回る見込みとなりましたので700万円を減額するものでございます。

8款1項1目の保健事業費でございますが、特定健診事業費の確定によりまして2,838万円を減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、11款1項3目の償還金でございますが、過年度分の療養給付費等負担金の精算でありまして、国へ返還すべく1,638万4,000円を増額するものでございます。

3項1目の直営診療施設勘定等繰出金でございますが、国保会計を經由して厚生労働省及び県から直営診療施設へおりてくる補助金が確定したことと、過年度における一般会計繰入金金の精算によりまして5,193万1,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第13号について補足説明を申し上げます。

7ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、政府与党の発案によりまして年度途中で軽減の拡大が図られたことから、7,650万9,000円を減額するものでございます。

2款1項1目一般会計繰入金は、保険料の軽減分の繰り出しが本算定の段階で、当初よりも上回る見込みとなりましたので850万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8ページをご覧ください。

2款1項1目広域連合納付金につきましては、歳入のところでもお話いたしましたが、保険料が当初の予定よりも下回ることと一般会計からの繰り出しが増えることによりまして6,800万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、介護保険の補正予算書、7ページをお開きください。

歳入で、国庫補助金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、先ほど申しあげました介護従事者の3%アップ、介護報酬がアップされます。その急激な介護保険料の上昇につながらないようにということで、国のほうが21年度、1年目につきましては、3%アップ分の全額、

22年度、第2年度目につきましては、3%アップ分の半額、これを今年度中に記載のとおり、2,964万7,000円を旭市のほうで受け入れます。国のほうから来ます。

5款の利子及び配当金につきましては、基金の運用利子を補正してございます。

次の8ページをお願いします。

最初に、下のほうを説明しますが、先ほどと同じ金額を今度は歳出でそのまま基金のほうに積み立てをするということになります。この基金のほうにつきましては、次の議案第20号のほうで設置いたします基金のほうに全額積み立てるということです。2,964万7,000円の内訳ですが、平成21年度に予算として組み込んだ額、いわゆる3%分ですが、給付費で1,751万4,000円、事務費で172万円です。残りは22年度ということになります。

上の、順番逆になりましたが、積立金のほうですが、利子の積み立てですが78万4,000円積み立てることによりまして、20年度末の介護保険の準備基金の状況ですが、3億2,180万円となる見込みでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第20号ですが、先ほど来お話ししている、説明しているとおりでございます。新しく基金を設置するということで、目的があくまでも介護従事者の処遇改善を図るんだということで、そのための保険料、介護報酬が上昇するのを抑えると、少しでも抑制するということです。

6条で、先ほど申し上げました充当できる年度、財源に充てますよというようなことが書いてありまして、2ページのほうに特徴的なのは附則の第2項におきまして、平成24年3月31日限りでその効力を失うということになっています。

したがって、21年度と22年度で、それぞれ取り崩しをしまして、23年度で精算して余りが出たら国に返還してくださいということで、自動的にあとは3年で失効するというものです。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課の説明は終わりました。

議案第20号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、生涯学習課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、議案第21号について補足説明を申し上げます。

本案については、千葉県より無償譲渡が予定されております旭市海上キャンプ場について必要な事項を条例に定めたものでありますが、附則第2項、いわゆる3ページの部分でございますけれども、使用料が定めております。これについては、今までは県の施設では無料でありましたが、市外の利用者がかなりあること、また維持管理経費もかかることから定めたものであります。

なお、県施設としての、県の海上キャンプ場の設置管理条例の廃止については、2月定例議会において議決になっております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課の説明は終わりました。

議案第21号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、議案第25号について補足させていただきます。

議案第25号は、保険条例の一部改正ということで、具体的には来年度から向こう3か年間の介護保険料を改正するという内容になっています。

条文の説明につきましては、本会議等でご説明しましたので省略させていただきまして、きょうお配りの資料を用意していただきたいと思います。

資料のほうにつきましては、旭市高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画概要版（案）と

いうものです。それともう1枚が、1枚ペラになっています表が書いてある介護保険料という資料で、準備をお願いしたいと思います。

まず、この第4期介護保険事業計画概要版につきましては、ご案内のとおり3年に1度見直しまして、この事業計画を策定するという事になっています。

今回が、介護保険が始まりまして第4期、3期が今年度で終わるということでまる9年を経過して、来年度から4期に入ります。4期の3か年計画の高齢者福祉計画と介護保険事業計画を定めるという内容になっています。

内容につきましては、本議会が本会議で議決をいただいた後に案がとれて確定という内容になりますので、概要版のみならず正式な介護事業計画書も皆さんのところにお配りする予定ですので、内容の説明につきましては、この場では省略させていただきたいと思います。

ただ、一番最後の7ページをちょっと見ていただきたいんですが、議案に関する部分の記述の仕方としましては、この第4期介護保険事業計画で、21年度から、一番上の表です。21年度から23年度、3か年分の給付の見込みをしまして、併せて地域支援事業費の見込みを行います。3か年トータルでどのぐらいかかるかを算定した後に、第1号被保険者であります保険料を設定すると、負担の20%分を設定するというような流れになっています。

その中では、基金を、保険料の第2行目のところ、ちょっと字が小さいんですが、準備基金のうち2億6,600万円を取り崩すということです。先ほど3億数千万円あるというお話をしましたけれども、そのうちの2億6,600万円を取り崩して、年額3万9,600円ということで、月額で言いますと3,300円に設定しますということです。これは基本額です。下のほうに所得段階を9段階にしました。それぞれの所得段階ごとの金額が幾らになりますよということであります。3年間スライドで金額が違うと言いましたのは、先ほど申し上げました国からの交付金があるために、それを21年度と22年度にそれぞれ充当しますので、3か年間、今度は別々の保険料になるということになります。

続きまして、表のほうですが、この表のほうにつきましては、過日の全員協議会でお配りした表とまるっきり同じものでございます。この表を使いまして、前回の全員協議会で、細かく第1段階から第9段階の所得段階でどう変わったか等々につきましてはご説明申し上げましたので、今回は省略させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課の説明は終わりました。

議案第25号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(在田 豊) それでは、議案第28号につきましてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、あさひ健康福祉センターの指定管理者の指定でありまして、本会議でもご説明申し上げましたように、公募によらずに指定管理者候補者選定委員会での審議結果に基づきまして、現在の指定管理者である財団法人旭市福祉協会を指定するものでございます。

なお、議案質疑で、市の評価云々というような部分と費用対効果のご質問をちょうだいしておりますけれども、現在、年中無休で、そしてまた時間延長によりまして営業をさせていただいておりますので、利用者も19年度は月平均1,400人程度で推移しておりましたが、現在では月2,300人強と、6割以上の伸びを示しております。

したがって、極めて良好に管理をいただいておりますということで評価をしておりますのでございます。

また、費用の面におきましては、社会福祉課が協会の予算編成から決算に基づきます指定管理料、最終的な精算に至るまでかかわらせていただいておりますので、最小限の経費での管理をいただいておりますということを考えておるところでございます。

以上です。

○委員長(柴田徹也) 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第28号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(在田 豊) 議案第29号につきましては、海上ふれあいサポートセンターの指定管理者の指定でございます。

28号議案同様に、公募によらずに現管理者でございます社会福祉法人旭市社会福祉協議会

を指定するものでございます。

このサポートセンターにおきましては、社会福祉協議会の海上支所がございまして、そして、ここで海上地区のデイサービス事業を展開しております。

したがって、費用の面からも、福祉協議会で管理していただくことが最も効果的であるとの判断によるものでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第29号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、社会福祉課より説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 議案第30号につきましては、飯岡福祉センターの指定管理者の指定でございます。

現管理者の社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定させていただくものでございます。

飯岡福祉センターには、社会福祉協議会の本所がございまして、29号議案同様に、費用の面からも社会福祉協議会が最も効果的な管理者であるというふうに考えております。

それに加えて、利用者も前年に対しまして1割程度伸びを示していることも指定をさせていただく要因と考えております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第30号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

続いて、議案第31号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 議案第31号につきましては、旭市福祉作業所の指定管理者の指定でございます。

現管理者でございます旭市手をつなぐ育成会を指定させていただくものでございます。

障害を持っておられるお子さんの日中の活動の場として、市の福祉作業所を設置いたしました平成元年当初から、手をつなぐ育成会が管理運営に携わっていただいております。管理面のみならず障害者の就労支援サービス、こういう面からも適切な管理者と考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第31号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の審査は途中ですが、4時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時10分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成21年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(柴田徹也) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(在田 豊) それでは、社会福祉課から、きょう皆様方のところにお配りをさせていただいております第2期旭市障害福祉計画(案)、21年度から23年度の概要がございますが、これにつきまして簡単にご説明をさせていただきます。

まず、この計画の中の表現方法でございまして、障害者、それから障害児という、そういう表現をこのお配りさせていただきました概要ではとらせていただいておりますのでございます。

しかしながら、先般、市の自立支援協議会で、この計画を検討いただきましたときに、もう少し障害者、障害児という、そういう単刀直入な表現方法ではなくて、障害のある方、それから障害児につきましては障害のある子どもというような、そういう表現にしたほうが

いいだろうという、そういうことがございましたので、その皆様方の意見を取り入れさせていただきまして、実際に印刷の段階におきましては、障害者、障害児は、それぞれただいま申し上げましたように表現を変える予定でございます。

そしてまたこれは、千葉県第四次障害者計画との整合性というようなものもとらせていただきまして、そういう表現にさせていただきます。

なお、法律や事業名称によりまして、どうしても障害者何とか事業とか障害者自立支援法とか、もう変えられない、動かせない、そういう部分は、そのままの表現にもちろんなるわけですが、それ以外の部分は障害のある人、障害のある子どもというふうに訂正をさせていただくものでございます。

まず、それでは1ページをお開きいただきたいと思います。

策定の趣旨につきましては、この計画は自立支援法第88条によります障害者福祉サービス、相談支援、それから地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画としまして、市町村がその策定を義務づけられておる、そういう計画でございます。

このたび第1期、18から始まりまして20年度で終わるわけですが、これが第1期が終了いたしますことから、21年度から始まります第2期の計画を策定するということでございます。

2ページになりますけれども、計画期間と基本理念ということでございますが、計画期間は平成21年度から平成23年度までの3か年ということでございます。

基本理念といたしましては、これは前期の計画等と全く同じ考え方の中で、第1期の計画に掲げましたノーマライゼーション、リハビリテーション、社会参加の推進をそのまま引き続いて、その推進を図ってまいります。

次に3ページをお開きいただきたいと思いますと思うんですが、中段になりますけれども、数値目標の設定の平成23年度の数値目標につきましては、これは国の基本指針に沿いまして、それぞれの目標値を設定したものでございます。

次に、4ページから7ページまでは、障害者福祉サービス等の見込量と地域生活支援事業の見込量を設定したものでございますけれども、これらは第1期の計画の進捗状況を踏まえまして、現在のサービス利用者数の実績、それらを基本としております。

そしてまた福祉施設の新しい体系への移行予定者等、そういう利用者のニーズというものも十分勘案させていただきまして、平成23年度に至る各年度ごとにそれぞれを数値決定をさせていただいたものでございます。

今後につきましては、この計画に基づきまして、障害福祉サービス及び相談支援並びに地

域生活支援事業、これらを提供するための体制を計画的に確保しまして事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 健康管理課からは、保健センターの窓口業務について、ご報告させていただきます。

海上町保健センターと干潟町保健センターについては、4月1日からは、今まで窓口業務としてこっち側から1人ずつ留守番で当番制をしておりましたが、あまりにも1日の取り扱い件数が、海上が2件程度、干潟町が1件程度でかなり非効率的になっているものでございますので、今度の窓口業務は旭の保健センターと飯岡の保健センターの2か所で窓口業務をさせていただくことになりましたのでご報告を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課から2点ご報告申し上げます。

1点目は、一般廃棄物の収集運搬業務の関係でございます。

現在、本市において、ごみ収集運搬業務の許可業者を得ているのは15社ありますけれども、その内訳は市内が8社、市外が7社という形になっております。

市内ごみステーションでの回収業務については、これは市から委託した委託業者ということで、市で決めた曜日とかコース及び市の指定の袋等を分別してごみ収集を行っております。

この許可業者、委託業者についてですけれども、一部不適切なあれがありましたので、文書指導をしたことについてご報告申し上げます。

1社については、クリーンセンターでの検査において他市のごみが混じっていたことが連続して発見されたことから文書指導したものでございます。もう1社については、委託車両を使って事業所ごみを運送していたものがやはり発見されたものでございます。

これらについては、環境課では、例年年度初めに、口頭による法令の遵守またはその都度のごみ苦情の関係で各業者さんに、そういうことがあったのでやらないようにという形で口頭指導はやっていたんですけれども、今回この2社については悪質だという形で文書指導をしております。

当然ながら、法令順守が前提ですので、今後こういうことがあった場合については、法令、産廃法の法令に適合する場合には、一部停止なり停止の処分または委託業者については契約

業務ですから契約業務違反という形で、次回の入札等には入れないということの誓約書もらい、現在行っております。

やはりこういうものをそのままにしておきますと、当然ながら市民の苦情等がまた多くなりますので、これらについては適正に処理したいと思っております。

それからもう1点については、環境課の組織の見直しの関係でございます。

今まで各支所住民室で取り扱っておりました業務が直轄事業ということで21年度環境課ですべて行うということになります。各支所住民室と協議、現在進めておりまして、4月から問題が起きないように準備を現在進めております。

また、併せて環境課の班の名称も変えることにしております。一部、うちのほう、3班があるんですけれども、分かりづらいとかいう指摘事項がありましたので、課の職員、皆さんに考えていただいて、それを総務課のほうに上げそのような形で、所掌分も名称を変えるものです。今まで環境整備班と言われたものが環境美化班、指導班と言われていたものが環境政策班、施設班と言われていたものがクリーンセンターという形に4月1日から変えていきます。

環境の職員、名前に負けずに頑張っていきますので、また何かありましたらよろしくをお願いします。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、お配りしてございます小・中学校の校地面積一覧というものがございますので、これについて若干ご説明を申し上げたいと思います。

これは、市内小・中学校20校について、その校地の面積と児童・生徒数、それとその児童・生徒1人当たりの面積を出してございます。

校地面積で、小学校で一番多いのが中央小学校2万1,720、一番少ないのが中和小学校ですかね、6,861ということになっております。

1人当たりの面積でいきますと、同じく中央小学校28.7平方メートル、滝郷小学校が130で一番多いということでございます。

平均しますと、児童1人当たり64.3平方メートル程度だと思います。

それと中学校でございますけれども、海上中が4万5,066平方メートルで一番多い面積、干潟中が2万1,938で一番少ないということになりますけれども、1人当たりで見ますと、第二中学校が38、海上中が128.4で一番多いということです。

中学校の1人当たりの平均が79.4という面積でございます。

これは、学校、いわゆる児童・生徒数が少ないから少なくともいいということではなくて、少なくとも同じ、100メートルなら100メートルのコース、200メートルのコースがとれる、あるいは野球ができる面積が必要だということもございますので、一概に生徒・児童が多いから少ないからといってその校地に少なくともよい、多くてもよいという基準は特別ございません。参考にお配りいたしました。

それでは引き続きまして、先ほど林委員からご指摘がありました第二中学校の屋外運動場のレイアウトでございます。先週の13日金曜日に契約をしまして、こういう格好で200メートルのトラック6コースですかね、それと野球場とテニスコート3面が固定式、もう1面可動式のを造りまして、全体の整備をしようということで、南側にあった土地の取得等に時間がかかったため若干遅れたことと、当初南側に部室を配置しようかということもございましたけれども、その土地が取得できたこともありまして、その部室棟を北側に持っていつてくれという学校等からのご要望もありまして、そういったところの配置も変えたりしてございまして、先ほどお願いした部室棟については繰り越し等もさせていただきました。

ということで、全体としてこのような配置で整備をしたいということで発注をいたしております。

なお、排水につきましては、暗渠を入れるんですけれども、北へ持って行って排水するか東へ持っていくということで、なるべく南のほうには行かないような方法をしようということで、本年12月までの工期で工事をする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） それでは、国体推進室のほうから報告をさせていただきます。

お手元に、お配りしました資料ですが、そちらのほうをご覧いただきたいと思います、まず1ページ目に本年10月に予定されております国体のリハーサル大会の概要、それと比較するために参考に本大会のほうの概要を載せてございます。

大会につきましては、名称が、平成21年度全日本卓球選手権大会の団体の部でございます。

開催期日が、21年10月16日から18日までの3日間、あと会場は総合体育館、それから練習会場は青年の家1か所です。

あと下に、日程に書いてございますけれども、大会は16日からなんです前日が練習日になっておりますので、こちらはその前にもう準備を始めるということでございます。

それから続いて2枚目、こちらのほうはスポーツの森公園の全体の見取り図なんですが、一応駐車場関係、こちらに書いてありますように、スポーツの森の全部の駐車場を使いますが、これ以外に衛生組合のグラウンド、それから浄化センター、あとスポーツ広場、それから青年の家の体育館、体育館のほうの駐車場です。それを使用する予定であります。

あとこれもまた詳細に今から詰めるんですが、車の流入につきましても、選手関係を国道の126号線から、あと一般の関係は裏のほうから出入りしていただこうかと思ひまして、今いろいろ警察とかとも協議を進めているところであります。

それから、最後のページをご覧いただきたいと思ひます。

これは、施設の仮設関係でありますけれども、茶色の色塗りしてあるもの、ちょうど体育館の裏側です。この茶色が競技役員室となっておりますが、これがプレハブで仮設をするものです。それから水色が、プレハブから施設への仮設の通路、それから黄色で塗ってございますのは、これが仮設のテントです。体育館の正面に交流テントということで、一辺が20メートル四方の交流テントを設けまして、この中で地場産品の販売だとか飲み物提供とか、そういうものをやる予定でございます。

今現在、こちらのほうで計画しているのは、概要はこのような予定になっております。

それから、先に議員の皆様方にも実行委員会の国体実施要領を配布いたしましたが、今後はその要領に基づきまして、リハーサル大会運営のための準備作業として実施マニュアルのほうを作成してまいります。

実施マニュアルは、従事者の役割や行動を定めるものですが、実行委員会で作成いたします実施本部用のマニュアルと県の卓球連盟で作成します競技役員マニュアル、これをお互いに連携しながら作成してまいります。

これにつきまして、競技マニュアル作成のために県卓球連盟より旭市実行委員会に職員を派遣したいという申し出もいただいております。

国体、それからリハーサル大会の運営に万全を期して、また県の連盟とも連携作業を円滑に進めるために、国体推進室につきましては、4月1日より競技会場であります総合体育館で執務を行う予定でありますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 一雄） 国体推進室につきまして、ちょっとお尋ねをいたします。

リハーサル大会から本大会まで、まず1年足らず空間があるわけでございますけれども、先ほどの説明で、この選手の入り口のところにプレハブを建てるというお話をしましたけれども、このプレハブはリハーサル大会が終わっても同じ構成、1年間設置しておくというこの理解でよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） プレハブのほうは、リハーサル大会はリハーサル大会で、終わりましたら一度撤去しまして、また本大会では新たに建て直します。

といいますのは、あくまでもプレハブですので、長期間置くためには基礎を設置してすべてがっちりしたもので造らなければならないということになりまして、そうしますと短期間のものを2回建てかえるよりも、1回基礎をがっちりしたものをやったほうが効率的にも額が高額になるということで、設置、撤去、設置、撤去という形になります。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 庶務課長にお尋ねします。

お手元に配布いただきました二中のグラウンドの関係ですけれども、市道の関係をちょっとお伺いしたいんですが、南北にトラックがあって、100メートルの走路が一番東側にあって、そのわきに市道があるわけですけれども、ここがかなり狭隘だということもありますけれども、これを見ると市道はそのまま通路ができるような感じが見受けられるんですけれども、ここは広くするというお考えにはならないのかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

学校の東側のただいまの市道の拡幅の件でございますけれども、学校としては3メートル弱セットバックするんですけれども、そこについては車を1台止めて子どもをおろせるようなスペース、そういったスペースにしようかということで、通常の車が通行できるという概念ではないということで考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） そうしますと、今現在の道路幅ありますよね。西側にセットバックして、例えば南から来て整列をして、それで子どもを送り迎えするような形で送り迎えができるよ

うな事。通常は広がっているという、そういったことで、判断できるようなことでよろしいですか。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 通常は広がってそこを通れるということではなくて、何か、ガードレールか何かでもって仕切りをしたいという、そんな考えで、一部から入って出れるという、そういったことにしようかと考えております。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（柴田徹也） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時39分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也